

# 地域の防災・減災と低炭素化を同時実現する 自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業

(二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金)

## 公 募 説 明 会

平成31年4月

一般財団法人 環境イノベーション情報機構

一般社団法人 環境技術普及促進協会

# 目次

## I .概要

## II .公募要領

- 1.事業の目的・概要
- 2.事業の実施
- 3.応募に当たっての留意事項
- 4.応募方法について
5. 対象事業

## III .応募に必要な様式

- 1.第1号事業・第2事業のポイント

## IV.参考（事例）

# 目次

## I .概要

## II .公募要領

- 1.事業の目的・概要
- 2.事業の実施
- 3.応募に当たっての留意事項
- 4.応募方法について
5. 対象事業

## III .応募に必要な様式

- 1 .第1号事業・第2 事業のポイント

## IV.参考（事例）



# 地域の防災・減災と低炭素化を同時実現する 自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業

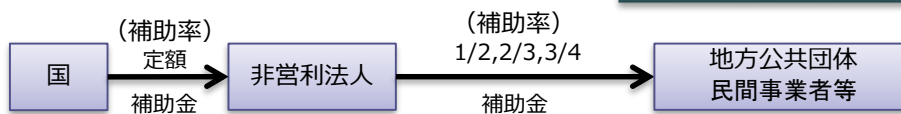
2019年度予算3,400百万円(新規)  
平成30年度第2号補正予算21,000百万円

大臣官房環境計画課  
地球環境局地球温暖化対策課  
地球温暖化対策事業室

## 背景・目的

- 近年の豪雨・台風、地震等を踏まえ、地域の避難施設等では、災害時のエネルギー供給の確保が喫緊の課題となっている。
- 第5次環境基本計画(平成30年4月閣議決定)では、「地域ごとに自立した分散型エネルギーとして、コジェネレーション、燃料電池等と組み合わせながら再生可能エネルギーを最大限導入すること(中略)で、災害が生じた際にも必要なエネルギーを迅速に供給することができることから、国土強靱化と低炭素化、資源循環で総合的な取組を推進する。」とされているところ。
- 本年9月の北海道胆振東部地震では、体育館等の避難施設に予め設置された太陽光発電設備と蓄電池から電力が供給され、避難住民の生活支援、復旧に向けた早期の活動開始に寄与。
- このため、平時の温室効果ガス排出を抑制すると同時に、災害時の避難施設等へのエネルギー供給等の機能発揮が可能な再生可能エネルギー設備等を整備する緊急対策を実施する。

## 事業スキーム



## 事業目的・概要等

### 事業概要

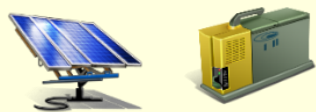
地域防災計画又は地方公共団体との協定により災害時に避難施設等として位置づけられた公共施設又は民間施設に、平時の温室効果ガス排出抑制に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮が可能となり、災害時の事業継続性の向上に寄与する再生可能エネルギー設備等を導入する事業を支援。

- ① 公共施設(避難施設、防災拠点等)に防災・減災に資する再生可能エネルギー設備、未利用エネルギー活用設備及びコジェネレーションシステム並びにこれらの附属設備(蓄電池、自営線等)等を導入する事業
- ② 民間施設(避難施設、物資供給拠点等)に防災・減災に資する再生可能エネルギー設備、未利用エネルギー活用設備、蓄電池等を導入する事業

## 期待される効果

## イメージ

災害時にも活用できる  
再エネ設備等



再エネ

蓄エネ



高効率空調

コジェネ  
レーション

公共施設  
(避難施設、防災拠点等)



民間施設  
(避難施設、物資供給拠点等)



災害時

自立・分散型エネルギーとして活用し、  
災害時でも避難施設等で照明・空調等  
を利用可能に(防災)

平時

平時の施設の運営に伴う温室効果ガス  
排出を抑制(CO2削減)

# 目次

## I .概要

## II .公募要領

- 1.事業の目的・概要
- 2.事業の実施
- 3.応募に当たっての留意事項
- 4.応募方法について
5. 対象事業

## III .応募に必要な様式

- 1.第1号事業・第2事業のポイント

## IV.参考（事例）

# 事業の目的

本事業は、地域防災計画又は地方公共団体との協定により災害時に避難施設等として位置づけられた公共施設又は民間施設に、平時の温室効果ガスの排出抑制に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮が可能な再生可能エネルギー設備等を導入する事業（以下「補助事業」という。）に要する経費の一部を補助する事業に補助金を交付することにより、  
平時における地域の低炭素化を実現しつつ、災害時にも発電・電力供給等の機能発揮が可能となり、災害時の事業継続性の向上に寄与する再生可能エネルギー・蓄エネルギーシステム等を導入することを目的とします。

# 補助金の目的



## 災害時におけるエネルギー供給の現状

平成30年の大規模災害を踏まえ、全国の再エネ・蓄エネシステム（太陽光発電、蓄電池等）の破損状況及び災害時の機能発揮状況について緊急点検を行い、**発電・蓄電容量の不足及び停電時の自立運転が不可能**といった課題が判明。

全国の再エネ・蓄エネシステムに関し、47都道府県等について点検を実施し、整備が必要な箇所を計上

災害時に防災拠点（避難所等）として電力供給等が求められる公共施設や、業務継続が求められる商業施設や防災目的で利用される民間施設において、整備が必要な箇所が存在。

## 災害時におけるエネルギー供給の重要性

～再生可能エネルギーの活用事例～

停電時においても、中学校を避難所（避難人数140名程度）として活用できた（厚真町）

平成30年9月北海道胆振東部地震による停電時に再生可能エネルギー設備（太陽光発電設備等）を活用



庁舎に災害対策本部を設置し、

○避難所開設の指示及び避難所における自主避難者の把握

○災害発生箇所（倒木等）の把握及び職員への対応指示

○停電箇所の把握及び職員への対応指示が実施できた。（東白川村）

平成30年台風第21号による停電時に再生可能エネルギー設備（太陽光発電設備等）を活用





# 事業の概要

## (第1号事業)

公共施設（避難施設、防災拠点等）に防災・減災に資する再生可能エネルギー設備、未利用エネルギー活用設備及びコジェネレーションシステム並びにそれらの附帯設備（蓄電池、自営線等）等を導入する事業

## (第2号事業)

### 第2号事業の1

民間業務用施設に防災・減災に資する再生可能エネルギー設備、未利用エネルギー活用設備、コジェネレーションシステム、蓄電池等を導入する事業

### 第2号事業の2

民間施設等に防災・減災及びZEBの実現に資する再生可能エネルギー設備、未利用エネルギー活用設備、コジェネレーションシステム、蓄電池等、その他省エネ・省CO2性の高いシステムや高性能設備機器等を導入する事業

# 目次

## I .概要

## II .公募要領

- 1.事業の目的・概要
- 2.事業の実施**
- 3.応募に当たっての留意事項
- 4.応募方法について
5. 対象事業

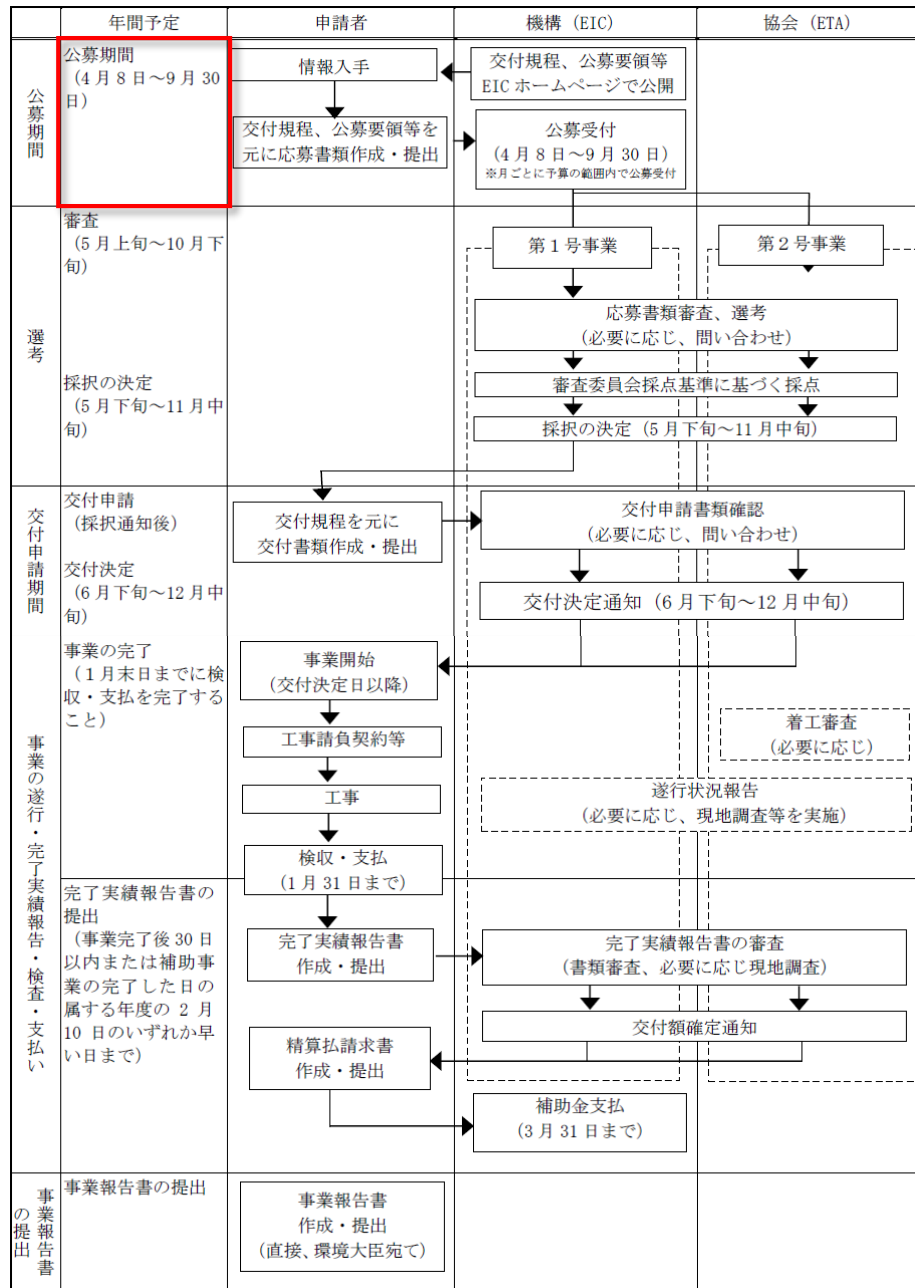
## III .応募に必要な様式

- 1.第1号事業・第2事業のポイント

## IV.参考（事例）



# 事業のスケジュールについて②



## 【公募期間】 (公募要領P44)

**4月8日 (月) ～4月26日 (金)**  
 また、予算額に達していない場合は以下の日程で引き続き、**本公募要領にて公募**いたします。5月以降の公募期間は本公募要領に基づき応募をしてください。公募期間ごとに応募について審査を行います。なお、**予算額に達した場合はそれ以降の公募を実施しない**ことがあります。

- ・ 5月7日 (火) ～5月31日 (金)
- ・ 6月3日 (月) ～6月28日 (金)
- ・ 7月1日 (月) ～7月31日 (水)
- ・ 8月1日 (木) ～8月30日 (金)
- ・ 9月2日 (月) ～9月30日 (月)

## （4）補助事業期間

補助事業期間は原則として単年度内とします。ただし、単年度での実施が困難な補助事業については、応募時に年度ごとの事業経費を明確に区分した経費内訳書及び実施計画書が提出されることを前提として、補助事業の実施期間を2年度以内とすることができます。

なお、次年度以降の補助事業は、国において次年度に所要の予算措置が講じられた場合にのみ行いうるものであり、次年度の見込額に比較して大幅な予算額の変更や予算内容の変更等が生じたときは、事業内容の変更、交付額の減額等を求める場合があります。

# 目次

## I .概要

## II .公募要領

- 1.事業の目的・概要
- 2.事業の実施
- 3.応募に当たっての留意事項**
- 4.応募方法について
5. 対象事業

## III .応募に必要な様式

- 1.第1号事業・第2事業のポイント

## IV.参考（事例）

## 応募に当たっての留意事項1/5（公募要領P41）

本補助金の交付については、平成30年度及び平成31年度の予算の範囲内で交付する（どちらの予算が適用されるかは、執行団体が環境省と調整して決定します）ものとし、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」等の規定によるほか、本補助金の交付規程に定めるところによることとします。万が一、これら規定が守られない場合には、事業の中止、補助金返還などの措置がとられることがありますので、制度について十分ご理解いただいた後、応募してください。

## （2）補助対象経費について

事業を行うために直接必要な以下の経費が補助対象経費であり、当該事業で使用されたことを証明できるものに限りです。

### ①補助対象施設及び経費の範囲

補助事業を行うために必要な工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）、設備費、業務費及び事務費であって別表第2に掲げる経費

- ・ 都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合が事業を実施する場合は、常勤職員の人件費及び共済費を除きます。

- ・ 設備費、工事費について

エネルギー起源CO<sub>2</sub>の削減に直接資する設備が補助対象となります。  
また、付帯工事については、本工事に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲に限り、例えば既存設備の撤去・移設等は対象外となります。補助事業の実施に必要な設備器具の設計費、システム設計費等は工事費の「測量及試験費」に計上してください。

- ・ 消費税の取り扱いについて

地方公共団体と地方公共団体以外の申請者では消費税の取扱いが異なります。  
詳細については、「参考3 補助金に係る消費税等の仕入控除について」を参照願います。



## ②補助対象外経費の代表例

- ・ 本補助金への申請手続きに係る経費
- ・ 官公庁等への申請・届出等に係る費用
- ・ 既存設備の撤去・移設費（当該撤去・移設に係る諸経費及び実施設計費・工事監理費も含む。）
- ・ 既存設備の更新であっても機能を新設時の状態に戻すような「単なる機能回復」に係る費用
- ・ 数年で定期的に更新する消耗品（予備品）
- ・ 技術実証や研究開発段階の設備（検証性の高いもの）
- ・ 事業実施中に発生した事故・災害の処理に要する経費
- ・ 補助対象外の直接工事に相当する間接工事費（直接工事費で按分すること。）
- ・ 補助対象外の工事に相当する実施設計費及び工事監理費（工事費で按分すること。）

注) なお、補助対象となる再生可能エネルギー設備や省エネルギー設備等及びそれらの付帯設備の設置に当たっては、各種法令の許可等を得て適切に行ってください。

# 応募に当たっての留意事項4/5（公募要領P42）

## ③補助事業における利益等排除

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達等に係る経費がある場合、補助対象経費の実績額の中に補助対象事業者自身の利益が含まれることは補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。このため、補助事業者自身から調達等を行う場合には、原価（当該調達品の製造原価など※）をもって補助対象経費に計上します。

※補助事業者の業種等により製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な説明をもって原価として認める場合があります。また、その根拠となる資料を提出してください。

## ④取得財産の管理について

補助事業者は、交付規定に基づき、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（取得財産等）については「取得財産管理台帳」を整備し、その管理状況を明らかにしておくとともに、財産を処分（補助金の交付の目的（補助金交付申請書及び実施計画書に記載された補助事業の目的及び内容）に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保等に供することをいう。）しようとするときは、あらかじめ機構又は協会の承認を受ける必要があります。その際、場合によっては補助金の返還が必要になることがあります。なお、補助事業により整備された機械、器具、設備その他の財産には、環境省による補助事業である旨を明示しなければなりません。

# 応募に当たっての留意事項5/5（公募要領P43）

## ⑤二酸化炭素削減効果等の把握及び情報提供

補助事業者が、対象事業により削減される二酸化炭素の量、再生可能エネルギー発電設備の発電量や蓄電池システムの運用の状況、その他事業から得られた情報を、機構又は協会が求める場合があります。

## ⑥事業報告書の作成及び提出

補助事業者は、実施要領に従い、補助事業の完了の日の属する年度の終了後3年間の期間について、毎年度、年度末までに当該補助事業による過去1年間の二酸化炭素削減効果等について、交付規程に示す様式により事業報告書を環境大臣に報告してください。補助事業者は、前記の報告書の証拠となる書類を当該報告書に係る年度の終了後3年間保存する必要があります。

なお、3年間の期間終了後に提出する事業報告書においては、当該事業の費用対効果、当該施設の利用状況等を含めたものとしてください。

# 目次

## I .概要

## II .公募要領

- 1.事業の目的・概要
- 2.事業の実施
- 3.応募に当たっての留意事項
- 4.応募方法について
5. 対象事業

## III .応募に必要な様式

- 1.第1号事業・第2事業のポイント

## IV.参考（事例）

# 応募方法について1/4（公募要領P44）

## （1）応募方法

補助事業者に係る応募に必要な書類及び応募様式ファイルを保存した電子データ（CD-R/DVD-R）を、公募期間内に郵送又は持参により【機構（一般財団法人環境イノベーション情報機構）】に提出していただきます。

## （2）公募期間

4月8日（月）～4月26日（金）

# 応募方法について2/4

公募要領P11・12 (第1号事業) P22・23 (第2号事業の1) P31・32 (第2号事業の2)

応募に必要な書類	第1号事業	第2号事業 の1	第2号事業 の2
【様式1-1】【様式1-2-1】【様式1-2-2】応募申請書	○	○	○
【別紙1-1】【別紙1-2-1】【別紙1-2-2】実施計画書	○	○	○
【別紙2】経費内訳	○	○	○
【別添1】ハード対策事業計算ファイル	○	○	○
【別添2】施設別・設備別CO <sub>2</sub> 排出削減効果等計算表	○	○	○
【別添3】導入算出表	○	○	○
【別添4】経理的基礎等に関する提出書類	○	○	○
【別添5】ZEB設計概要書	—	—	○
【別添6】(地方公共団体用) 予算書抜粋表	○	—	○
【別添7】暴力団排除に関する誓約事項	○	○	○
【別添8】提出書類チェックリスト	○	○	○
定款及び寄付行為等	○	○	○
行政機関から通知された許可書等の写し	○	○	○
その他参考資料	○	○	○

## (3) 提出部数

該当する書類（紙）2部(正本1部、副本1部（コピー可）)、これを保存したCD-R/DVD-Rを1部提出してください。（電子媒体には、応募事業者名を必ず記載してください。）

電子媒体に保存する電子データは、所定の形式で必ず保存してください。

ただし、【別添7】暴力団排除に関する誓約事項、【別添8】提出書類チェックリストについては、該当書類（紙）のみ1部の提出で結構です。なお、提出された書類については返却しませんので、写しを控えておいてください。

## ※提出資料のファイリング

以下の要領でファイリングして提出してください。

- 書類はホッチキス止めせずにパンチ穴をあけ正本、副本1部ごとにファイリングしてください。
- それぞれの書類ごとの前ページに、インデックスを付し「様式1-1」等記入した「あい紙」を挿入してください。書類にはインデックスを直接付さないでください。

# 応募申請書ファイルの作成の仕方

背表紙

『正』『副』それぞれファイリングすること。

事業名

正

応募申請書

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金  
地域の防災・減災と低炭素化を同時実現する自立・分散型  
エネルギー設備等導入推進事業（第〇号事業）

事業種別を記入  
第1号事業  
第2号事業-1  
第2号事業-2

申請者名

下部に5cm程度の余白を設けること。

表紙

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金  
地域の防災・減災と低炭素化を同時実現する自立・分散型エネルギー  
設備等導入推進事業（第〇号事業）

事業種別を記入  
第1号事業  
第2号事業-1  
第2号事業-2

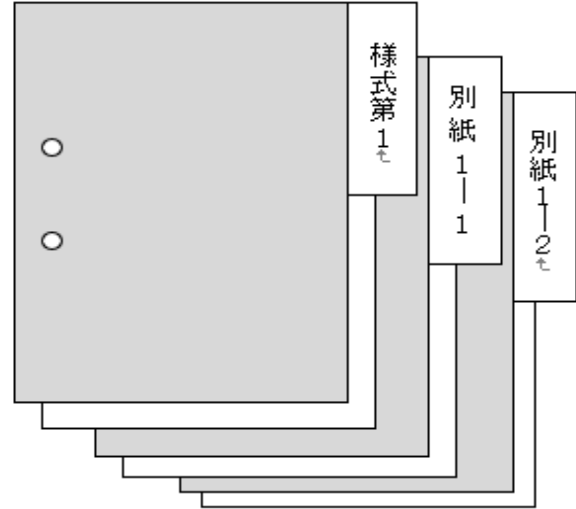
事業名

応募申請書

〇〇県〇〇〇

申請者名

応募申請書類



・あい紙にインデックスを付し、「様式第1」などと項目名を記入すること。↵

- ・ホッチキス、クリップ等は外すこと。
- ・穴（2穴）を開けて綴じること。
- ・ページをめくれるように綴じること。
- ・用紙はA4を基本とし、A3等の場合は折りたたんで綴じること。
- ・インデックスは直接書類に貼り付けないこと。



# 応募方法について4/4（公募要領P44・45）

## （4）提出方法

応募に必要な書類（紙）と電子媒体、並びに「提出書類チェックリスト」（ダウンロードし必要事項を記入）を同封して、提出期限までに、郵送又は持参により機構へ提出してください（電子メールによる提出は受け付けません。）。

応募書類は封書に入れ、宛名面に応募事業者名及び「地域の防災・減災と低炭素化を同時実現する自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業応募書類（第1号事業、第2号事業の1、又は、第2号事業の2）」を朱書きで明記してください。

## （5）提出先

一般財団法人環境イノベーション情報機構

「地域の防災・減災と低炭素化を同時実現する自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業」担当宛

〒101-0042

東京都千代田区神田東松下町38 鳥本鋼業ビル3階

# 問い合わせ先 (公募要領P47)

公募全般に対するお問い合わせは、必ず電子メールを利用し、メール件名に、以下の例のように事業者名及び事業区分（第1号事業、第2号事業の1、または第2号事業の2）を記入してください。

また、メール末尾にご担当の連絡先（所属、氏名、電話番号、メールアドレス）も記載してください。

また、電話による対応は受け付けておりません。

<メール件名記入例>

【〇〇〇市】地域の防災減災・低炭素化事業（第2号の1）  
問い合わせ

<問い合わせメールアドレス>

【第1号事業】 [bousai@jigyo.eic.or.jp](mailto:bousai@jigyo.eic.or.jp)

【第2号事業の1・第2号事業の2】 [e2019bousai@eta.or.jp](mailto:e2019bousai@eta.or.jp)

<問い合わせ先>

【第1号事業】 一般財団法人環境イノベーション情報機構（EIC）  
担当：事業部 林田（はやしだ）、山下（やました）、栗田（くりた）

【第2号事業の1・第2号事業の2】 一般社団法人環境技術普及促進協会（ETA）  
担当：業務部 藪内（やぶうち）、青木（あおき）、西川（にしかわ）

<問い合わせ期間>

平成31年4月8日(月)～平成31年9月30日(月)

# 目次

## I .概要

## II .公募要領

- 1.事業の目的・概要
- 2.事業の実施
- 3.応募に当たっての留意事項
- 4.応募方法について
- 5. 対象事業**

## III .応募に必要な様式

- 1.第1号事業・第2事業のポイント

## IV.参考（事例）

## （1）補助事業の実施に関する要件

### ▶事業要件

- ①地域防災計画等の策定又は締結状況について、以下のいずれかの状態であること。
  - a 地域防災計画等において対象施設が既に位置づけられている
  - b 地域防災計画等において対象施設が位置づけられる予定である
  
- ②平時において導入施設で自家消費することが可能で、かつ災害時に自立的に稼働する機能を有する再生可能エネルギー設備等を導入すること。
  
- ③地中熱利用ヒートポンプ等の動力を必要とする再生可能エネルギー設備等については、災害時における当該設備の適切な稼働に十分な電源を確保すること。

# 公募する事業の対象（第1号事業）（公募要領P2）

## （1）補助事業の実施に関する要件

### ▶事業要件

#### ④耐震性の有無について

補助対象設備を導入する施設について、以下のいずれかの耐震性を有していること。

- a 昭和56年6月1日以降の建築確認を得て建築された建築物
- b 昭和56年5月31日以前の建築確認を得て建築された建築物のうち、耐震診断の結果「耐震性を有する」と診断された建築物
- c 耐震改修整備を実施した建築物
- d 事業完了までに耐震改修整備が完了する建築物

#### ⑤地域特性について

補助対象設備を導入する施設について、以下の全てを満たすこと。

- a 地方公共団体が作成するハザードマップにおいて、土砂災害危険性地域に想定される地域でないこと。
- b 地方公共団体が作成するハザードマップにおいて、浸水被害危険性地域に想定される場合は、浸水時にも設備を稼働させるための措置を講じること。

#### ⑥CO<sub>2</sub>削減が図れるものであること。

※これまでの稼動実績と比較したCO<sub>2</sub>削減効果を算定し、補助対象設備を導入する施設ごとにCO<sub>2</sub>削減効果が見込まれること。

## ▶対象とする施設

### 対象とする施設等の内容

補助金の交付の申請者が所有する施設等であって、防災拠点等であることが地域防災計画又は地方公共団体との協定により定められ、かつそれらに必要な耐震性を有する施設等とする。

※以下が対象とする施設等の例示

#### 防災拠点

##### ●災害応急活動施設等

- ①庁舎・行政機関施設、②警察本部・警察署等、③消防本部・消防署等、④医療機関・診療施設、⑤物資拠点（集積・搬送等）・防災倉庫

#### 避難施設

##### ●避難所・収容施設等

- ①県民会館・市民会館・公民館、②学校等文教施設、③体育館等スポーツ施設、④博物館等の社会教育施設、⑤社会福祉施設、⑥公園・防災公園、⑦観光交流施設（道の駅等）

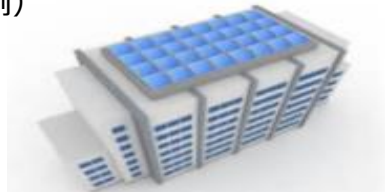
# 公募する事業の対象（第1号事業）（公募要領P4～9）

## ▶対象とする設備

再生可能エネルギー、未利用エネルギー、コジェネレーションシステム及び蓄電池

※ただし、廃棄物処理施設への未利用エネルギーを利活用する発電設備及び熱供給設備の導入は対象外

(例)



### 太陽光発電 + 蓄電池

学校や体育館、公民館等への太陽光発電等の再生可能エネルギー設備と蓄電池の導入



### バイオマスボイラー

避難施設や福祉施設等へのバイオマスボイラー設備の導入



### コジェネレーションシステム

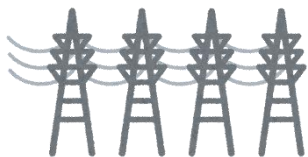
庁舎や行政機関施設、医療機関等への都市ガスやLPガス等を用いたコジェネレーションシステムの導入

※防災拠点等であることが地域防災計画等に位置づけられ、かつ災害時に機能するために必要な耐震性を有する施設を前提とする。

また、地震の際に機能維持を確保するための対策を講じる必要がある。

※BOS(停電対応)仕様のものに限る。

上記の再生可能エネルギー等から電力又は熱の供給を受けて稼働する高効率機器や、自営線、断熱材等



### 自営線

電力を使用する施設までの配線または発電設備から最も近くにある受変電設備接続端までの配線



### 高効率機器

本事業で再生可能エネルギー等を導入した機器への高効率設備(空調、照明、給湯)等の導入であり、当該再生可能エネルギー等からエネルギー供給される範囲に限る。



### 断熱材等

上記の設備を導入した施設の断熱材、二重窓、二重サッシ等

### その他、設備

- ・エネルギーマネジメントシステム
- ・変圧器

# 公募する事業の対象（第1号事業）（公募要領P9・10）

## （2）補助金の応募を申請できる者

- ア 都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合
- イ 民間企業（上記アと共同申請する事業者）
- ウ 上記ア及びイ以外の法人であって、上記ア及びイに準ずる者として大臣の承認を得て執行団体が適当と認める者

## （3）補助率

事業区分	申請者	補助率
第1号事業	財政力指数が0.8未満の 政令市未満市区町村等	3/4
	財政力指数が0.8以上の 政令市未満市区町村等	2/3
	都道府県・政令市・民間 団体等	1/2



# 主な評価ポイント（第1号事業）（公募要領P12）

## 対象施設

- ・対象施設の種類、避難者の収容人数等

## 財政力

- ・設備導入する自治体の財政力指数等

## エネルギー起源CO2排出削減効果

- ・設備導入によるCO2削減量（t-CO2/年）、削減率（%）、費用効率性（1t-CO2削減当たりのコスト）

## 平時における役割

- ・利用者の快適性の向上、地域住民の福祉への貢献等、平時における副次的効果を見込めるか
- ・平時における継続的かつ適切な保守管理・活用を見込めるか

## 普及効果

- ・事業がもたらす地域への貢献（他施設や他の自治体への水平展開等）が見込まれる取組か

## 国の施策への取組状況

- ・国土強靱化地域計画、エコスクールパイロット・モデル事業又はエコスクール・プラス、COOL CHOICEへの賛同等の取組状況

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金  
(地域の防災・減災と低炭素化を同時実現する  
自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業)

説 明 会

【第2号事業の1・2】

平成31年4月

一般財団法人 環境イノベーション情報機構  
一般社団法人 環境技術普及促進協会

# 目次

1.対象事業(第2号事業)

2.主な評価ポイント(第2号事業)

## （1）補助事業の実施に関する要件

### ▶事業要件

- ①地域防災計画又は地方公共団体との協定等の策定又は締結状況について、以下のいずれかの状態であること。
- ②平時において導入施設で自家消費することが可能で、かつ災害時に自立的に稼働する機能を有する再生可能エネルギー設備等を導入すること。
- ③地中熱利用ヒートポンプ等の動力を必要とする再生可能エネルギー設備等については、災害時における当該設備の適切な稼働に十分な電源を確保すること。
- ④耐震性の有無について  
補助対象設備を導入する施設について、以下のいずれかの耐震性を有していること。
- ⑤地域特性について  
補助対象設備を導入する施設について、以下の全てを満たすこと。
- ⑥既存施設に補助対象設備を導入する事業であること  
（施設の新築又は建替は補助対象外）。
- ⑦CO<sub>2</sub>の削減を図る事業であること。
- ⑧平時及び非常時に稼働する発電設備等から電力供給される災害時活用可能なコンセントを確保すること。

# 公募する事業の対象（第2号事業の1）（公募要領P14）

## ▶対象とする施設

### 対象とする施設等の内容

地域防災計画又は地方公共団体との協定により、**災害時に地域住民が活用する防災拠点、避難施設及び災害時に機能を保持すべき民間施設**と位置付けられる施設

※地域防災計画については応募申請時点で当該計画に位置付けられていること、地方公共団体との協定については事業完了時までに協定を締結していることを要件とする。

※物資供給拠点については、現地で地域住民に物資を供給することが地域防災計画又は協定で定められていることを要件とする。

防災拠点	●民間の医療機関・診療施設、物資供給拠点（スーパーマーケット、ドラッグストアなどの小売店）等
避難施設	●災害時に避難所、一時避難所として運営可能な施設（事務所、私立学校）等

# 公募する事業の対象（第2号事業の1）（公募要領P15～20）

## ▶対象とする設備

再生可能エネルギー、未利用エネルギー、コジェネレーションシステム及び蓄電池

※ただし、廃棄物処理施設への未利用エネルギーを利活用する発電設備及び熱供給設備の導入は対象外



### 太陽光発電＋蓄電池

民間病院や物資等供給店舗、避難所等として活用する民間施設等への太陽光発電等の再生可能エネルギー設備と蓄電池の導入



### バイオマスボイラー

避難施設や福祉施設等へのバイオマスボイラー設備の導入



### コジェネレーションシステム

医療機関、避難所等として活用する民間施設等への都市ガスやLPガス等を用いたコジェネレーションシステムの導入

※防災拠点等であることが地域防災計画等に位置づけられ、かつ災害時に機能するために必要な耐震性を有する施設を前提とする。

また、地震の際に機能維持を確保するための対策を講じる必要がある。

※BOS(停電対応)仕様のものに限る。

上記の再生可能エネルギー等から電力又は熱の供給を受けて稼働する高効率機器



### 高効率機器

本事業で再生可能エネルギー等を導入した施設への高効率機器(空調、照明、給湯)等の導入であり、当該再生可能エネルギー等からエネルギー供給される範囲に限る。

### その他、設備

- ・エネルギーマネジメントシステム
- ・変圧器

# 公募する事業の対象（第2号事業の1）（公募要領P20）

## （2）補助金の応募を申請できる者

- ア 民間企業
- イ 個人事業主
- ウ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）  
第2条第1項に規定する独立行政法人
- エ 国立大学法人法（平成15年法律第112号）  
第2条第1項に規定する国立大学法人
- オ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
- カ 上記アからオまでの法人以外の法人であって、上記アからオに準ずる者として大臣の承認を得て執行団体が適当と認める者

## （3）補助金の補助率と下限額

事業区分	補助率	下限額
第2号事業の1	1/2	200万円

## （4）複数の権利者によって共同所有される建物の場合

共同所有される建物について本補助金の申請を行う場合は、所有者全員による共同申請を行うものとする。この場合、いずれかの所有者を代表申請者として選任すること。ただし、法人格のない管理組合が申請する場合は、「その他環境大臣が適当と認める者」に該当するため、承認を受けずに申請することはできないので、事前に機構及び協会を通じて協議を行う。

## （5）複数の権利者によって区分所有される建物の場合

区分所有者及び議決権の各4分の3以上の賛成を得て、「建物の区分所有等に関する法律」に規定される管理者もしくは管理組合法人を代表として申請すること。この場合、申請時に規約と事業に関する集会の決議を提出すること。

## （6）設備所有者と建物所有者が異なる場合

申請時に建物所有者全員の設備設置承諾書を提出することにより、設備設置者単独で申請できるものとする。



## （7）ファイナンスリースまたはESCO事業

設備導入をファイナンスリース契約あるいはシェアードセイビング方式のESCO契約により行う場合、リース事業者あるいはESCO事業者を代表事業者とし、建築主等を共同申請者とする。その際、交付の条件として、リース料あるいはサービス料から補助金相当分が減額されていること及び補助事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類の提出を条件とする。

## （8）代行申請

建築物省エネ法の知識を有する者、プロパティマネジメント会社等の当該テナントビルの経営を代行する者、設備のメンテナンス等を担う法人等（以下「**手続代行者**」という。）が、建物所有者に代わり申請手続きを行うことを認める。

## （9）補助事業期間

補助事業期間は原則として単年度内とします。ただし、単年度での実施が困難な補助事業については、応募時に年度ごとの事業経費を明確に区分した経費内訳書及び実施計画書が提出されることを前提として、補助事業の実施期間を2年度以内とすることができます。

なお、次年度以降の補助事業は、国において次年度に所要の予算措置が講じられた場合にのみ行いうるものであり、次年度の見込額に比較して大幅な予算額の変更や予算内容の変更等が生じたときは、事業内容の変更、交付額の減額等を求める場合があります。

## 【目的】

民間施設等に防災・減災及びZEBの実現に資する再生可能エネルギー設備、未利用エネルギー活用設備、コジェネレーションシステム、蓄電池等、その他省エネ・省CO<sub>2</sub>性の高いシステムや高性能設備機器等を導入する事業。

ZEBとは、

「先進的な建築設計によるエネルギー負荷の抑制やパッシブ技術の採用による自然エネルギーの積極的な活用、高効率な設備システムの導入等により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギー化を実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、エネルギー自立度を極力高め、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物」のことを言います。

# ZEBとは

年間で消費する建築物のエネルギー量を大幅に削減するとともに創エネでエネルギー収支「ゼロ」を目指した建築物のこと。

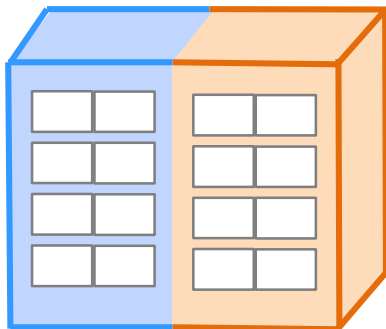
必ずしもエネルギー収支が「ゼロ」でなくとも・・・

- ・ ZEB Ready : 50%省エネルギー
- ・ Nearly ZEB : 正味で75%省エネルギー
- ・ 『ZEB』 : 正味で100%省エネルギー

## 強化断熱

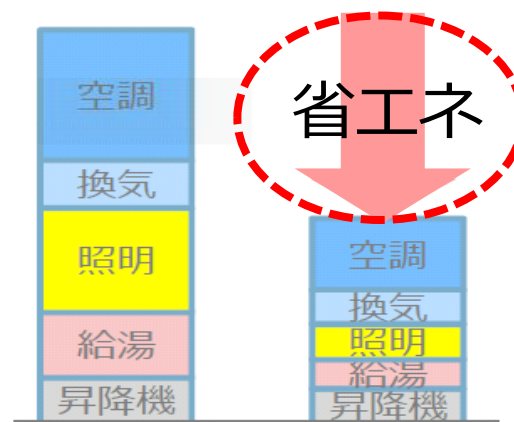
エネルギーを極力  
必要としない

(夏は涼しく、冬は暖かい  
建築物)



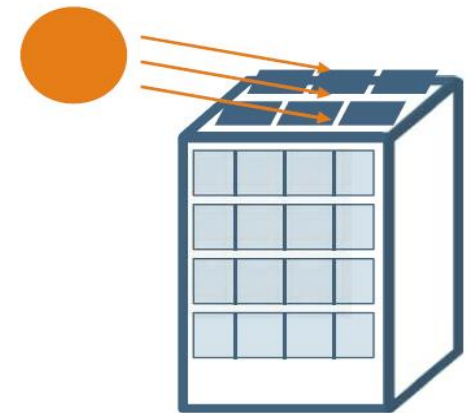
## 省エネ

エネルギーを上手に使う



## 創エネ

エネルギーを創る



# 柏崎海洋センター (新潟県柏崎市)

- 新潟県柏崎市が所有する、改築によるZEBの導入事例。
- 温熱環境の安定化、LED照明により館内環境が改善。
- コミッショニング、チューニングの継続により、エネルギー消費削減効果が着実に上がっている。



## ● 建物概要

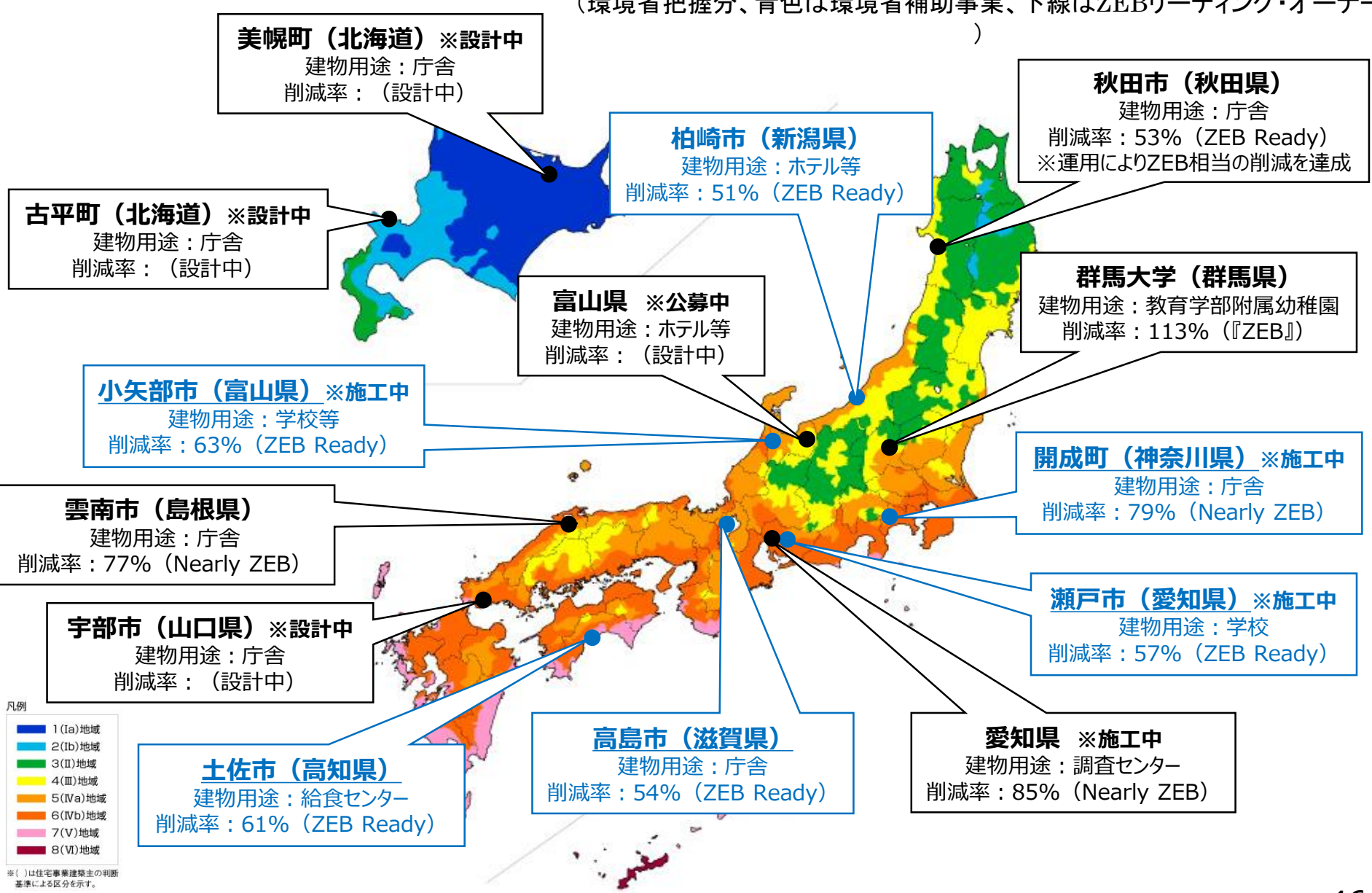
- 建物用途 : ホテル等
- 構造 : RC造
- 階数 : 地上3階
- 延床面積 : 2,949m<sup>2</sup>



平成28年度環境省補助事業「業務用ビル等における省CO2促進事業」にて採択。

# 地方公共団体施設 ZEB事例

(環境省把握分、青色は環境省補助事業、下線はZEBリーディング・オーナー)



- 凡例
- 1 (Ia)地域
  - 2 (Ib)地域
  - 3 (II)地域
  - 4 (III)地域
  - 5 (IVa)地域
  - 6 (IVb)地域
  - 7 (V)地域
  - 8 (VI)地域

※( )は住宅専業建築主の判断基準による区分を示す。

# 公共建築物のZEB達成状況（赤字：環境省採択分）

	延床面積10,000㎡未満	延床面積10,000㎡以上
庁舎	<p>○開成町（神奈川県、H30採択）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新庁舎（新築）、地方自治体 <b>庁舎初のNearly ZEB</b>。</li> <li>・延べ床面積：3,891㎡</li> <li>・工事期間：H30～H32</li> <li>・ZEB達成度：79% Nearly ZEB</li> </ul> 	<p>○高島市（滋賀県、H29採択）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新庁舎（増改築）</li> <li>・延べ床面積：11,128㎡</li> <li>・工事期間：H29～H31</li> <li>・ZEB達成度：51% ZEB Ready</li> </ul> 
学校	<p>○小矢部市（富山県、H30採択）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認定こども園 園舎（新築）</li> <li>・延べ床面積：1,948㎡、工事期間：H30～H32</li> <li>・ZEB達成度：63% ZEB Ready</li> </ul> <p>○群馬大学（群馬県）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育学部附属幼稚園（改築）</li> <li>・工事期間：H29～H31</li> <li>・ZEB達成度：113% 『ZEB』</li> <li>・平成29年度国立大学法人等施設整備費要求事業（文科省）</li> </ul>	<p>○瀬戸市（愛知県、H30採択）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小中一貫校 校舎（新築）</li> <li>・延べ床面積：12,134㎡、工事期間：H30～H32</li> <li>・ZEB達成度：57% ZEB Ready</li> <li>・ZEB設計ガイドライン <b>未策定用途である学校の事例</b></li> </ul> 
病院	実績なし	実績なし
集会所	実績なし	実績なし
他	<p>○土佐市（高知県、H29採択、給食センター）</p> <p>○柏崎市（新潟県、H28採択、宿泊施設）</p>	

# 公募する事業の対象（2号事業の2）（公募要領P34～37）

災害時に発電・電力供給等の機能発揮が可能となり、事業継続性の向上に寄与する再生可能エネルギー発電設備、未利用エネルギー、コジェネレーションシステム及び蓄電池設備等、ZEB達成に必要な再エネ設備、省エネ・省CO2性の高いシステムや高性能設備機器等

詳細は資料1を参照

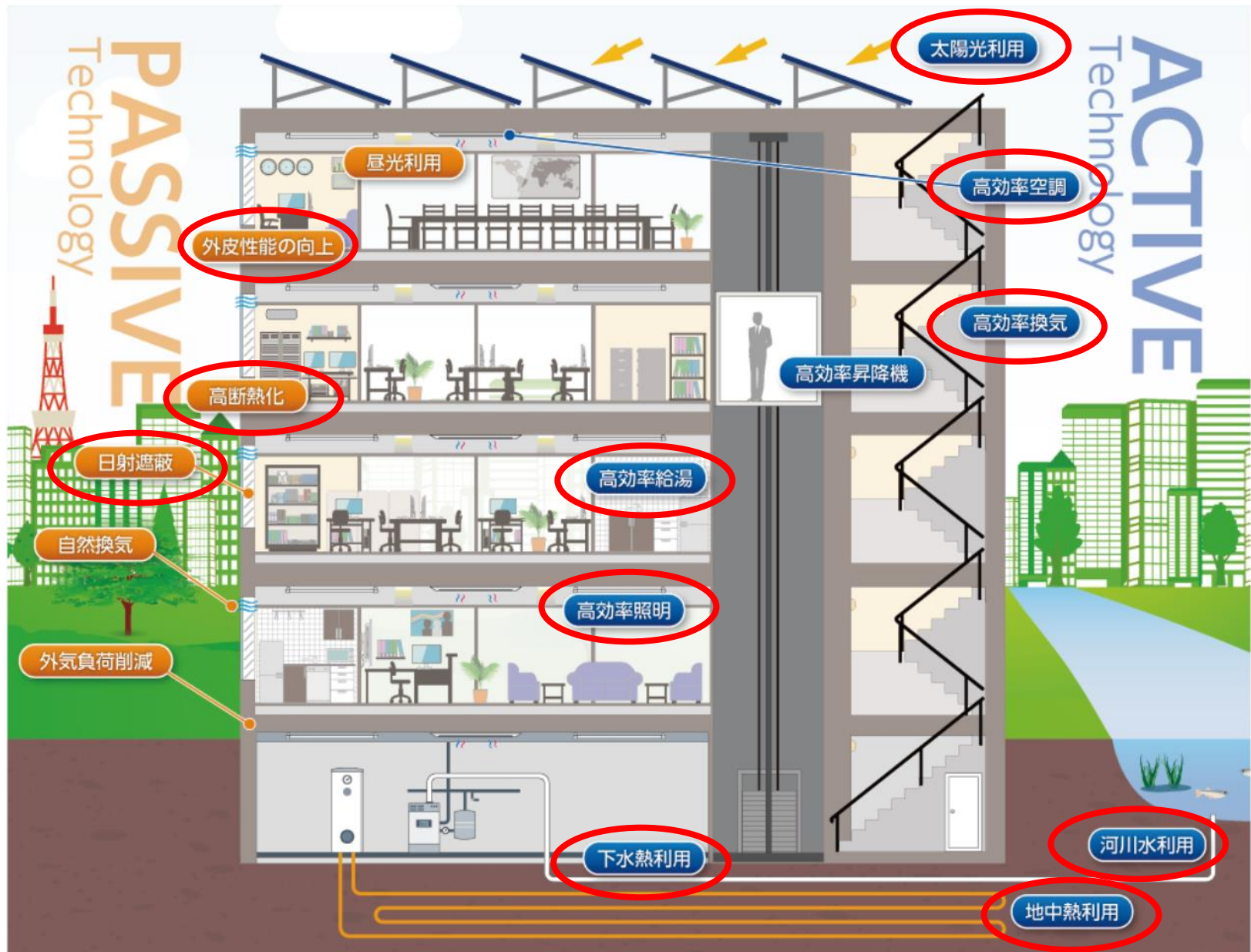


(出所) ZEB設計ガイドライン



# 補助対象範囲のイメージ（ZEBの場合）

－赤枠内が補助対象設備



## （1）補助事業の実施に関する要件

### ▶事業要件 1/2

- ①地域防災計画又は地方公共団体との協定の策定又は締結状況について以下のいずれかの状態であること。
- ②平時において導入施設で自家消費することが可能で、かつ災害時に自立的に稼働する機能を有する再生可能エネルギー設備等を導入すること。
- ③地中熱利用ヒートポンプ等の動力を必要とする再生可能エネルギー設備等については、災害時における当該設備の適切な稼働に十分な電源を確保すること。
- ④耐震性の有無について  
補助対象設備を導入する施設について、以下のいずれかであること。
- ⑤地域特性について  
補助対象設備を導入する施設について、以下の全てを満たすこと。

## （1）補助事業の実施に関する要件

### ▶事業要件 2/2

- ⑥建物（外皮）性能について
- ⑦一次エネルギー消費量について
- ⑧エネルギー利用に関する要件について
- ⑨環境性能の表示に関する要件について
- ⑩ZEBリーディング・オーナーへの登録、  
ZEBプランナーの関与について
- ⑪技術や設計手法、コスト等の情報開示について
- ⑫平時及び非常時に稼働する発電設備等から電力供給される災害時  
活用可能なコンセントを確保すること。

## 対象事業のZEB要件について

### 1. 環境性能に関する要件

⑥建物（外皮）性能    ⑦一次エネルギー消費量

### 2. エネルギー利用に関する要件（⑧）

### 3. 環境性能の表示に関する要件（⑨）

### 4. ZEBプランナーの関与、ZEBリーディング・オーナーへの登録（⑩）

### 5. その他要件

⑪技術や設計手法、コスト等の情報開示

# 1. 環境性能要件

## ⑥建物（外皮）性能について

建築物省エネ法に規定する誘導基準における外皮性能基準に適合していること。それを証するに必要な資料を添付すること。

建物用途／地域の区分		基準値（単位：MJ/m <sup>2</sup> ・年）							
		1	2	3	4	5	6	7	8
事務所等		480	480	480	470	470	470	450	570
ホテル等	客室部	650	650	650	500	500	500	510	670
	宴会場部	990	990	990	1260	1260	1260	1470	2220
病院等	病室部	900	900	900	830	830	830	800	980
	非病院部	460	460	460	450	450	450	440	650
百貨店等		640	640	640	720	720	720	810	1290
学校等		420	420	420	470	470	470	500	630
飲食店等		710	710	710	820	820	820	900	1430
集会所等	図書館等	590	590	590	580	580	580	550	650
	体育館等	790	790	790	910	910	910	910	1000

# 1. 環境性能要件

## ⑦一次エネルギー消費量について

建築物省エネ法に規定する建築物エネルギー消費性能基準における一次エネルギー消費量に関する基準において、設計一次エネルギー消費量が基準一次エネルギー消費量より50%以上低減すること。

- ◆再生可能エネルギーを利用した発電量を考慮しない。
- ◆一次エネルギー消費量の計算にあたっては、OA機器等の「その他一次エネルギー消費量」を除く。

### 一次エネルギー消費削減率

$$1 - \frac{\text{設計一次エネルギー消費量 (空調}E_{AC} + \text{換気}E_V + \text{照明}E_L + \text{給湯}E_W + \text{昇降機}E_{EV} - \text{エネルギー効率化設備 (}E_s\text{)}}{\text{基準一次エネルギー消費量 (空調}E_{SAC} + \text{換気}E_{SV} + \text{照明}E_{SL} + \text{給湯}E_{SW} + \text{昇降機}E_{SEV}\text{)}}$$

※その他 (EM) と $E_s$ のうち太陽光発電 (PV) は考慮しない (計算対象外)。  
コージェネは $E_s$ に含め計算対象とする。

# 一次エネルギー消費量等の計算方法について

建物の外皮性能や一次エネルギー消費量は、建築研究所計算支援プログラム（WEBプログラム※）を使用して、算出すること。

モデル建物法入力支援ツール(平成28年省エネ基準用) Ver 2.5.0 (2018.04) 複数用途集計 クリア 保存 読込 再出力

モデル 事務所  
地域区分 6 地域

計算結果 BPI<sub>m</sub> :- BEI<sub>m</sub> :- ( AC V L HW EV PV )

入力 計算 出力

基本情報	外皮	空調[AC]	換気[V]	照明[L]	給湯[HW]	昇降機[EV]	太陽光発電[PV]
------	----	--------	-------	-------	--------	---------	-----------

基本情報

C1 建物名称

C2 省エネルギー基準地域区分  1地域  
 2地域  
 3地域  
 4地域  
 5地域  
 6地域  
 7地域  
 8地域

C3 適用するモデル建物  事務所モデル  
 ビジネスホテルモデル  
 シティホテルモデル  
 総合病院モデル  
 ...

基本情報

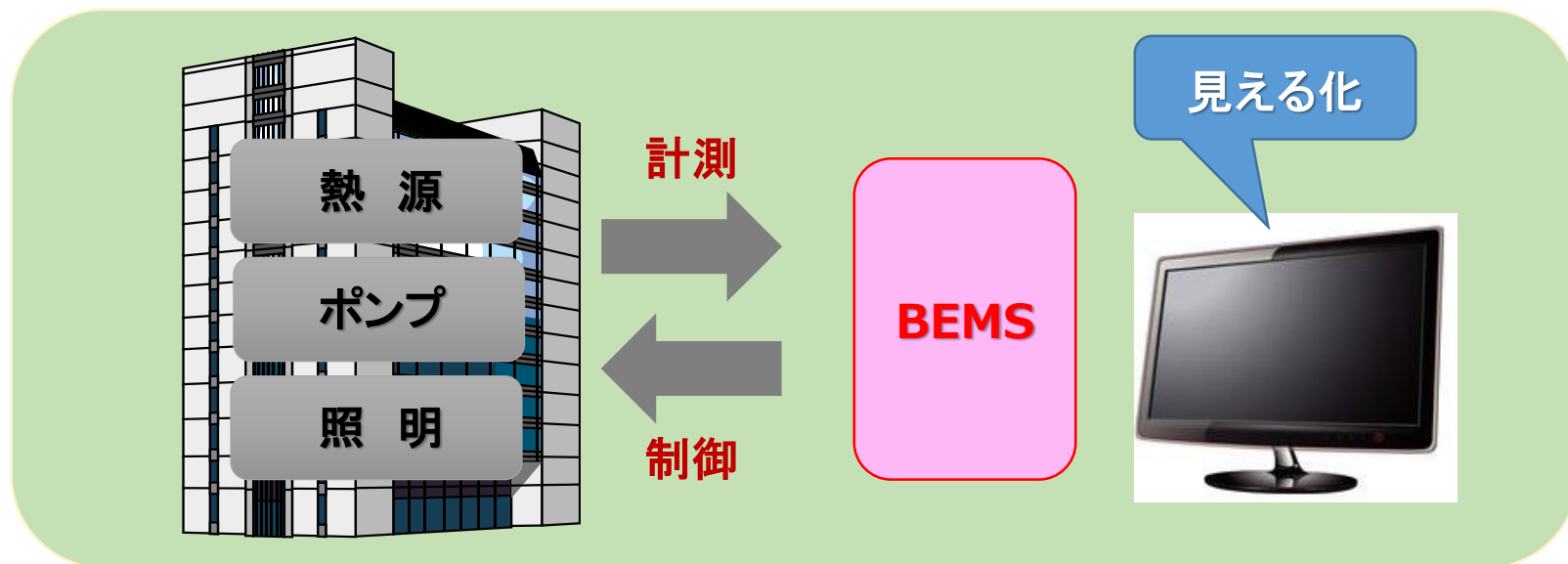
- ・「基本情報」タブでは、外皮性能と各設備の一次エネルギー消費量の評価に共通で用いる基本情報を入力します。
- ・具体的な入力方法は、国立研究開発法人建築研究所のホームページにて公開されている[マニュアル](#)をご確認ください。
- ・一般財団法人建築環境・省エネルギー機構（IBEC）の「省エネ対策サポートセンター」において、「[良くある質問と回答](#)」が公開されています。

※国立研究開発法人建築研究所のホームページ  
(URL : <http://www.kenken.go.jp/becc/>)

## 2. エネルギー要件

### ⑧エネルギー利用に関する要件について

熱源（冷凍機、ヒートポンプ、冷却塔等）、ポンプ、照明等の計量区分ごとにエネルギーの計量・計測を行い、データを収集・分析・評価できるエネルギー管理体制を整備すること。取得データは1時間に1回以上計測することとし、計測項目や年月、日時がわかるようにすること。





### 3. 環境性能の表示に関する要件

#### ⑨環境性能の表示に関する要件について

建築物の環境性能に関する第三者認証による評価（建築物省エネルギー性能表示制度（BELS））の『ZEB』、*Nearly ZEB*、*ZEB Ready*を事業開始後に速やかに取得し、「省エネ性能表示」およびその表示に関する「評価書」を入手してその写しを提出すること。



※第三者認証取得にあたっては、申請建物用途と本事業申請の建築用途を合致させること。

## 4. ZEBプランナーの関与、ZEBリーディング・オーナーへの登録

⑩ ZEBリーディング・オーナーへの登録、ZEBプランナーの関与について

要件1 : **全ての事業**にZEBプランナーが関与すること

ZEBプランナー登録制度とは…

ZEBの実現を支援する法人を対象として「ZEBプランナー」を公募し、申請・確認を経て、登録を行う制度

要件2 : ZEBリーディング・オーナーの登録申請を行うこと

ZEBリーディング・オーナー登録制度とは…

ZEBの実現・普及に取り組む建築主（地方公共団体、民間企業、その他法人、個人）を対象として「ZEBリーディング・オーナー」を公募し、申請・確認を経て、登録を行う制度

# ZEBプランナー、ZEBリーディング・オーナーの登録申請先等

項目	ZEBプランナー	ZEBリーディング・オーナー					
		民間				地公体	
対象者	設計、施工、コンサル等を行う法人	ZEBに係る実績または具体的計画を有する民間企業、個人				ZEBに係る実績または具体的計画を有する地公体	
		新築		既設			
		10,000㎡以上	10,000㎡未満	2,000㎡以上	2,000㎡未満		
補助事業の所管省	—	経産省 (SII)	環境省 (SERA)	経産省 (SII)	環境省 (SERA)	環境省 (SERA)	
手続き担当	書類受付・確認	SII	SII	SII	SII	SII	SERA
	書類審査	SII	SII	SII	SII	SII	SERA
	登録証発行	SII	SII	SII	SII	SII	SERA
	登録情報のリスト化・管理	SII	SII	SII	SII	SII	SII
	実績報告受付	SII	SII	SII	SII	SII	SERA

SII : 一般社団法人 環境共創イニシアチブ

SERA : 一般社団法人 静岡県環境資源協会

# 公募する事業の対象（2号事業の2）（公募要領P27）

▶対象とする施設 以下①～③をすべて満たすものであること

## ①建築物の用途

【補助対象となる建築物の用途】

用途		具体例	対象外建物の例
事務所等		事務所、官公署等	住宅、工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐輪場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場、キャバレー、映画館、カラオケボックス、パチンコ屋、競馬場・競輪場
ホテル等		ホテル、旅館等	
病院等		病院、老人ホーム、身体障がい者福祉ホーム等	
物品販売業を営む店舗等		百貨店、マーケット等	
学校等		小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校等	
飲食店等		飲食店、食堂、喫茶店等	
集会所等	図書館等	図書館、博物館等	
	体育館等	体育館、公会堂、集会場等	

## ▶対象とする施設

※部分申請不可

### ②対象床面積・所有者等

- a. 地方公共団体所有の建築物  
(地方独立行政法人、公営企業を含む。面積要件なし)
  
- b. 民間建築物
  - [新築]：建築確認申請の延床面積10,000㎡未満
  - [既設]：建築確認申請の延床面積 2,000㎡未満

申請時点で建物の実施設計を完了していること。

※実施設計を補助対象経費とする場合は、基本設計が完了時点の情報で申請をすることができる。

新築の場合は、確定検査時に登記簿を確認できるものであること。  
既存の場合は、登記されたものであること。

# 対象設備等

## 補助対象経費

ZEB化事業を行うために必要な設計費、設備費、工事費及び事務費

※詳細については公募要領で確認すること

## 対象設備

※詳細については公募要領で確認すること

## 補助対象経費の算定等

補助事業と類似の事業において同程度の規模、性能を有すると認められるものの市場流通価格を参考として算定しているものとする。

## 実施設計を補助対象とする場合

- 交付決定日前に契約を行った実施設計については補助対象外とする。
- 実施設計後の一次エネルギー削減率は申請時以上の値となること。  
下回る場合は交付決定の解除の場合がある。

※事前にETAに相談すること

# 公募する事業の対象（2号事業の2）（公募要領P28）

## ③防災拠点・避難施設等であること

### ②のa 地方公共団体等

#### 対象とする施設等の内容

補助金の交付の申請者が所有する施設等であって、防災拠点等であることが地域防災計画により定められ、又は定められる予定であって、かつそれらに必要な耐震性を有する施設等とする。

※以下が対象とする施設等の例示

#### 防災拠点

##### ●災害応急活動施設等

- ①庁舎・行政機関施設
- ②警察本部・警察署等
- ③消防本部・消防署等
- ④医療機関・診療施設

#### 避難施設

##### ●避難所・収容施設等

- ①県民会館・市民会館・公民館
- ②学校等文教施設
- ③体育館等スポーツ施設
- ④博物館等の社会教育施設、⑤社会福祉施設、⑥観光交流施設（道の駅等）

# 公募する事業の対象（2号事業の2）（公募要領P28）

## ③防災拠点・避難施設等であること

②のb 地方公共団体以外（民間企業等）が所有する業務用施設等

### 対象とする施設等の内容

地域防災計画又は地方公共団体との協定により、災害時に地域住民が活用する防災拠点、避難施設及び災害時に機能を保持すべき民間施設等と位置づけられる施設

※地域防災計画については応募申請時点で当該計画に位置付けられていること、地方公共団体との協定については事業完了時まで協定を締結していることを要件とする。

※物資供給拠点については、現地で地域住民に物資を供給することが地域防災計画又は協定で定められていることを要件とする。

防災拠点	● 民間の医療機関・診療施設、物資供給拠点（スーパーマーケット、ドラッグストアなどの小売店）等
避難施設	● 災害時に避難所、一時避難所として運営可能な施設（事務所、私立学校）等



# 公募する事業の対象（2号事業の2）（公募要領P34）

## 資料1 ZEBの対象設備について

### （1）補助対象費用の区分

設計費 (交付規程では工事費に含まれる)	補助事業に必要な建築設計、設備設計等の実施設計費、建築物省エネ法第7条に基づく第三者評価機関による認証（ZEB Ready以上）を受けるために必要な費用
設備費	補助対象システム・機器及び当該システム・機器の導入に必要な機械装置・高性能な建築材料・計測装置等の購入、製造（改修を含む）等に要する経費（ただし、当該事業に係る土地の取得及び賃借料を除く）
工事費	補助対象システム・機器の導入に不可欠な工事に要する経費
事務費	事業を行うために直接必要な事務に要する経費

※補助対象となる設備費等の範囲については公募要領の資料1を参照

## （2）補助金の応募を申請できる者

- ア 民間企業
- イ 個人事業主
- ウ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）  
第2条第1項に規定する独立行政法人
- エ 地方独立行政法人法（平成15年法律第108号）  
第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- オ 国立大学法人法（平成15年法律第112号）  
第2条第1項に規定する国立大学法人
- カ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
- キ 都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合
- ク 上記アからキまでの法人以外の法人であって、上記アからキに準ずる者として大臣の承認を得て執行団体が適当と認める者

# 公募する事業の対象（第2号事業の2）（公募要領P29）

## （3）補助率

事業区分	補助率
第2号事業の2	2 / 3 上限額は①～③のいずれか。 ①延床面積10,000㎡未満の民間建築物（新築に限る） 上限 5 億円 / 年（延床面積2,000㎡未満の場合は上限 3 億円 / 年） ②延床面積2,000㎡未満の民間建築物（既設に限る） 上限 3 億円 / 年 ③地方公共団体所有の建築物（面積制限なし） 上限 5 億円 / 年（延床面積2,000㎡未満の場合は上限 3 億円 / 年）

## （4）複数の権利者によって共同所有される建物の場合

共同所有される建物について本補助金の申請を行う場合は、所有者全員による共同申請を行うものとする。この場合、いずれかの所有者を代表申請者として選任すること。ただし、法人格のない管理組合が申請する場合は、「その他環境大臣が適当と認める者」に該当するため、承認を受けずに申請することはできないので、事前に機構及び協会を通じて協議を行う。

## （5）複数の権利者によって区分所有される建物の場合

区分所有者及び議決権の各4分の3以上の賛成を得て、「建物の区分所有等に関する法律」に規定される管理者もしくは管理組合法人を代表として申請すること。この場合、申請時に規約と事業に関する集会の決議を提出すること。

## （6）設備所有者と建物所有者が異なる場合

申請時に建物所有者全員の設備設置承諾書を提出することにより、設備設置者単独で申請できるものとする。

## （7）ファイナンスリースまたはESCO事業

設備導入をファイナンスリース契約あるいはシェアードセイビング方式のESCO契約により行う場合、リース事業者あるいはESCO事業者を代表事業者とし、建築主等を共同申請者とする。その際、交付の条件として、リース料あるいはサービス料から補助金相当分が減額されていること及び補助事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類の提出を条件とする。

## （8）代行申請

建築物省エネ法の知識を有する者、プロパティマネジメント会社等の当該テナントビルの経営を代行する者、設備のメンテナンス等を担う法人等（以下「**手続代行者**」という。）が、建物所有者に代わり申請手続きを行うことを認める。

## （9）補助事業期間

補助事業期間は原則として単年度内とします。ただし、単年度での実施が困難な補助事業については、応募時に年度ごとの事業経費を明確に区分した経費内訳書及び実施計画書が提出されることを前提として、補助事業の実施期間を2年度以内とすることができます。

なお、次年度以降の補助事業は、国において次年度に所要の予算措置が講じられた場合にのみ行いうるものであり、次年度の見込額に比較して大幅な予算額の変更や予算内容の変更等が生じたときは、事業内容の変更、交付額の減額等を求める場合があります。

# 目次

1.対象事業(第2号事業)

2.主な評価ポイント(第2号事業)

# 主な評価ポイント（第2号事業の1）（公募要領P23）

## 対象施設

- ・対象施設の種類、避難者の収容人数等

## 財政基盤

- ・財政の健全性

## エネルギー起源CO2排出削減効果

- ・設備導入によるCO2削減量（t-CO2/年）、削減率（%）、費用効率性（1t-CO2削減当たりのコスト）

## 平時における役割

- ・利用者の快適性の向上、地域住民の福祉への貢献等、平時における副次的効果を見込めるか
- ・平時における継続的かつ適切な保守管理・活用を見込めるか

## 普及効果

- ・事業がもたらす地域への貢献（他施設や他の自治体への水平展開等）が見込まれる取組か

## 国の施策への取組状況

- ・国土強靱化地域計画、エコスクールパイロット・モデル事業又はエコスクール・プラス、COOL CHOICEへの賛同等の取組状況



# 主な評価ポイント（第2号事業の2）（公募要領P32・33）

## 【全般事項】

第2号事業の1に同じ

## 【ZEBに関する事項】

### ・ZEB達成度

目標とするZEBの達成度が、「ZEB Ready」、「Nearly ZEB」、  
『ZEB』のいずれかに該当する

### ・建物外皮性能による削減率

### ・地球温暖化対策計画の達成への貢献（対象とする施設②aに該当する 事業のみ）

# 目次

## I .概要

## II .公募要領

- 1.事業の目的・概要
- 2.事業の実施
- 3.応募に当たっての留意事項
- 4.応募方法について
5. 対象事業

## III .応募に必要な様式

- 1 .第1号事業・第2事業のポイント

## IV.参考（事例）

## <1.事業の目的・概要>

### 【目的】

- \* 平時の温室効果ガス排出抑制に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮が可能になり、災害時の事業継続性の向上に寄与する再生可能エネルギー設備等の導入の意義や補助対象事業を基にした今後の発展が期待できるかなどを記入する。

## ＜4.事業の内容＞

### 【設備の導入に関する事項】

#### （①概要）

- \* 導入する設備等に関する説明や技術的な特徴を（複数の設備を導入する場合は、設備ごとに）記載し、事業を実施することで、平時の温室効果ガス排出抑制に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮が可能となり、災害時の事業継続性の向上に寄与する内容について、具体的に記載する。その上で、仕様、規模、数量、新規・更新の別、価格、システム全体図等を添付提出する。
- \* 対象設備の要件を満たす設備であることを明確に記載すること。
- \* 設備等の規模が合理的かつ妥当な規模であることを明確に記載（別添3 導入量算出表を活用）すること。  
また、根拠資料を添付すること

## ＜4.事業の内容＞

### 【設備の導入に関する事項】

#### （②平時及び災害時における役割）

##### （イ）平時

- \* 平時の温室効果ガス排出抑制に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮が可能となり、災害時の事業継続性の向上に寄与する再生可能エネルギー設備等ごとの役割・機能及び継続的かつ適切な保守管理・活用をしていくための方法について記載すること。

##### （ロ）災害時

- \* 災害時における施設等の果たす役割・機能について特定負荷リスト等を添えて具体的に記載すること。

## <5.事業効果>

### 【事業による直接効果（CO2削減量、削減率、ランニングコストの削減額）】

\* 事業による直接のCO2削減効果（削減量、削減率）とランニングコストの削減効果（削減量）を記載する。  
CO2削減効果の算定は以下のとおり。

- ①後述の【CO2削減効果の算定根拠】に基づいて対象設備完了後の年間CO2排出削減量を求める。
- ②対象設備の「設備稼働開始時期（年月）」に基づいて、当該年度における設備稼働月数(カ月)を求める。  
（定期的な設備メンテナンス等、想定可能な停止期間を極力勘案の上、設備稼働月数を設定すること。）
- ③ ①②に基づき、当該年度のCO2削減効果（削減量、削減率）を算定し、以下の記載例を参考に記載する。

\* 別添 2 施設別・設備別CO2排出量削減効果等計算表と根拠資料を添えること。

\* 確実に効果を発揮できる削減量を算出すること。

# 第1号事業・第2号事業 共通（実施計画書）

## <5.事業効果>

【事業による直接効果（CO2削減量、削減率、ランニングコストの削減額）】

（記載例）

例）設備完了後のCO2年間排出削減量50t-CO2、ランニングコストの削減額50千円、設備稼働開始時期が、H31年3月

	設備 類型	H 年度 (事業完了の次年度)			
		CO2 削減量 (t-CO2)	CO2 削減率 (%)	ランニング コスト削減額 (千円)	設備稼働月数
設備①		50		50	12カ月
設備②					
設備③					
合計		50		50	—

## <5.事業効果>

### 【確認事項】

事業開始後に上記のCO2削減の達成が難しい見込みとなった場合は、CO2削減効果の計算の過程での計算ミスなどが理由であっても、交付決定後も補助金の全部又は一部が受給できなくなったり、補助金の一部を返還する必要性が生じたりすることもあり得ることを承諾の上、本計画を提出します。

注：よって、CO2削減効果の算定に当たっては、一定の安全率を見込むことは可。



## ＜6.事業の普及性＞

- \* 事業に関する積極的な公表・公開、情報発信の内容及び方法について具体的に記載する(予定も可)。
- \* 当該事業を通じて、今後地域での施策・取組をどのように展開させていくのか、また、地域への貢献策（他施設や他の自治体への水平展開等）について、具体的に記載する。

## ＜7.事業の実施体制＞

- \* 事業の実施体制について、事業進捗管理や経理等の体制を含め記載する。

# 第1号事業（実施計画書）

## ＜その他＞

### 【10.地方公共団体実行計画の策定状況等】

（申請者が地方公共団体の場合）

- \* 位置づけ対象とする実行計画名を明記する（事務事業編、区域施策編、実行計画以外の区別を明記）。
- \* 実行計画の策定状況（平成○年○月に策定済み）及び実行計画に位置づけられた施策と本事業の位置づけを記載し、実行計画の該当箇所を添付する。  
策定に向けて検討中の場合は、策定予定時期：平成○年度を記載する。  
位置づけに向けて検討中の場合は、策定/改訂予定時期：平成○年度を記載する（検討中であることを示す補足資料を添付する）。
- \* 実行計画以外の計画に位置づけられた施策に基づく事業である場合は、当該計画名、当該計画が地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第21条に掲げる要件を全て満たしていること及び当該計画と本事業の位置づけを記載し、当該計画の該当箇所を添付する。

# 第1号事業（実施計画書）

## ＜その他＞

### 【10.地方公共団体実行計画の策定状況等】

（申請者が地方公共団体以外の場合）

- \* 位置づけ対象である実行計画名を明記する。
- \* 実行計画の策定状況（平成○年○月に策定済み）及び実行計画に位置づけられた施策と本事業の位置づけを記載し、実行計画の該当箇所を添付する。策定に向けて検討中の場合は、策定予定時期：平成○年度を記載する。位置づけに向けて検討中の場合は、策定/改訂予定時期：平成○年度を記載する（検討中であることを示す補足資料を添付する）。
- \* 実行計画が策定されていない又は策定されているが位置づけられた施策に基づく事業でない場合であっても、申請する事業が地方公共団体の策定した他の計画（○○市総合計画など）に位置づけられた施策に基づく事業である場合は、当該計画名、当該計画と本事業の位置づけを記載し、当該計画の該当箇所を添付する。
- \* 特になければ「無」と記載する。

# 別紙2の記載の仕方

別紙2

## 地域の防災・減災と低炭素化を同時実現する自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業 【経費内訳】

所要経費	(1) 総事業費	(2) 寄付金その他の収入	(3) 差引額 ※ (1)-(2)	(4) 補助対象経費支出予定額 ※ 「(4) 補助対象経費支出 予定額の内訳」の合計金額 と一致すること
	149,353,655 円	0 円	149,353,655 円	107,420,038 円
	(5) 基準額	(6) 選定額 ※ (4)と(5)を比較して 少ない方の額	(7) 補助基本額 ※ (3)と(6)を比較して 少ない方の額	(8) 補助金所要額 ※ (7)×補助率 (千円未満切り捨て)
	- 円	107,420,038 円	107,420,038 円	80,565,000 円
地方負担額 (4) - (8) (申請者が地方公共団体の場合のみ、記入すること)				35,970,561 円
会計区分: <input type="checkbox"/> 一般会計 <input type="checkbox"/> 特別会計 <input type="checkbox"/> 企業会計 (申請者が地方公共団体の場合のみ、該当する欄にチェックを入れること。)				

### (4) 補助対象経費支出予定額の内訳

区分・費目	細分	金額 (円)	積算内訳
工事費	本工事費	50,947,210	
	材料費	22,106,140	
	労務費	9,248,750	
	直接経費	0	
	共通仮設費	1,355,200	
	現場管理費	4,239,84	
	一般管理費	13,997,280	
	小計	97,854,580	
	消費税	9,765,458	
	合計	107,420,038	

※民間企業の場合、原則として消費税を計上しないこと

### 購入する主な財産の内訳 (一品、一組又は一式の価格が50万円以上のもの)

名称	仕様	数量	金額 (円)	
			上段: 税抜価格	下段: 税込価格
太陽光パネル	325W×160	1	87,500	14,000,000
			96,250	15,400,000
太陽光パネル架台	勾配屋根1式	1	8,040,000	8,040,000
			8,844,000	8,844,000

注1 記入する金額の根拠資料(見積書又は計算書等)を適宜添付すること。

注2 補助対象外経費については、根拠資料(見積書又は計算書等)に明記すること。

注3 消費税は、消費税法改正による影響を適切に見積もること。

# 別添2の記載の仕方（施設別、設備別CO2排出量削減効果等計算表）

別添2 施設別、設備別CO2排出量削減効果等計算表

CO2排出量削減効果を算定する基準年度 *1		平成29年度							入力欄
		施設別							自動計算欄
		合計	A小学校	Bコミュニティセンター					施設名
導入設備の名称			太陽光発電設備	自立運転GHP					
導入設備の耐用年数			17	15					年 (A)
補助対象経費支出予定額(税込み)	80,470,240		41,182,593	39,287,647					円 (B)
当該設備の基準年度の年間CO2排出量 *2	164.3		83.4	80.9					t-CO2/年 (C)
当該設備を導入した後の年間CO2排出量 *2	141.7		65.3	76.4					t-CO2/年 (D)
基準年度のCO2排出量 - 導入後のCO2排出量	22.6		18.1	4.5	0.0	0.0	0.0	0.0	t-CO2/年 (E=C-D)
年間CO2削減率			21.7	5.6	0.0	0.0	0.0	0.0	% (F=E/C×100)
CO2削減量	375.2		307.7	67.5	0.0	0.0	0.0	0.0	t-CO2 (G=A×E)
費用効率性			133,840	582,039	0	0	0	0	円/t-CO2 (B/G)
年間ランニングコスト削減額 *5	0								円/年
導入設備の名称			LED照明	LED照明					
導入設備の耐用年数			15	15					年 (A)
補助対象経費支出予定額(税込み)	10,769,745		4,634,872	6,134,873					円 (B)
当該設備の基準年度の年間CO2排出量 *2	100.3		75.8	24.5					t-CO2/年 (C)
当該設備を導入した後の年間CO2排出量 *2	58.8		48.2	10.6					t-CO2/年 (D)
基準年度のCO2排出量 - 導入後のCO2排出量	41.5		27.6	13.9	0.0	0.0	0.0	0.0	t-CO2/年 (E=C-D)
年間CO2削減率			36.4	56.7	0.0	0.0	0.0	0.0	% (F=E/C×100)
CO2削減量	622.5		414.0	208.5	0.0	0.0	0.0	0.0	t-CO2 (G=A×E)
費用効率性			11,195	29,424	0	0	0	0	円/t-CO2 (B/G)
年間ランニングコスト削減額 *3	0								円/年
年間CO2削減率	0.0		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
CO2削減量	0.0		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
費用効率性			0	0	0	0	0	0	円/t-CO2 (B/G)
年間ランニングコスト削減額 *3	0								円/年
補助対象経費支出予定額(税込み・合計)	91,239,985		45,817,465	45,422,520	0	0	0	0	円
当該設備の基準年度の年間CO2排出量(合計)	264.6		159.2	105.4	0.0	0.0	0.0	0.0	t-CO2/年
当該設備導入後の年間CO2排出量(合計)	200.5		113.5	87.0	0.0	0.0	0.0	0.0	t-CO2/年
年間CO2削減率(平均)	75.8		71.3	82.5	0.0	0.0	0.0	0.0	%
CO2削減量(合計)	997.7		721.7	276.0	0.0	0.0	0.0	0.0	t-CO2
費用効率性(平均)	91,450		63,485	164,574	0	0	0	0	円/t-CO2
年間ランニングコスト削減額(合計)	0		0	0	0	0	0	0	円/年

\*1 空調負荷の変更等を見込むために過去3年平均等を基準とする場合は、その旨を記すこと。

\*2 別添1「ハード対策事業計算ファイル」で用いたCO2排出係数を使用すること。

\*3 既設の設備のエネルギー料金等の削減額と新たに導入する設備のメンテナンスコスト等を合算して記載し、根拠資料(エネルギーの種類別に単価を記載し、計算過程を明記すること)を添付すること。

注 本書式の欄が足りない場合は、欄を追加し、複数枚で印刷すること。

# 別添3の記載の仕方 発電設備（太陽光発電①）

別添3 発電設備(太陽光発電)

地域の防災・減災と低炭素化を同時実現する自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業  
(導入量算出表)

記入例

※ 太陽光発電設備を導入する事業は、本様式に記載すること。

実施計画書に記載  
の場合、重複記載  
は不要。

【例】  
土日が休日などで稼働し  
ない場合=5日など  
\*設備ではなく、施設の稼  
働日を記載

手入力も可

事業名称	●●小学校太陽光発電設備導入事業
災害時の施設の目的・機能等	●●小学校は、●●市防災計画で避難所として指定されている施設であり、避難所として、災害時に近隣住民150名(想定)の受入を行う。主に復旧までの住民の宿泊、給仕等を想定している。

平時の施設の稼働日数			
1週間の稼働日数	5	日	(1年 240 日)

平時の施設全体の使用電力量					
平常時の施設全体の使用電力量(1年間)	53,000.0	kWh	設備導入後の施設全体の使用電力量(1年間)	48,000.0	kWh

※直近1年又は過去3か年のうち、平均的な1年間の施設の使用電力量を記入すること。

平時の蓄電池使用可能日数	1	日	災害時の蓄電池使用可能日数	1	日
--------------	---	---	---------------	---	---

※上記日数の根拠資料を添付すること。

災害時特定負荷積算(※災害時に使用を想定している機器の消費電力量)											
■消費電力内訳 ※適宜、行を追加すること。											
昼間(9:00~16:00)						夜間(16:00~9:00)					
部屋名	使用機器	消費電力W	使用時間	数量	消費電力計kWh	部屋名	使用機器	消費電力W	使用時間	数量	消費電力計kWh
職員室	PC	40	7	3	0.84	職員室	PC	40	7	3	0.84
職員室	複合機	75	7	1	0.525	職員室	複合機	75	7	1	0.525
職員室	電話機	3	7	1	0.021	職員室	電話機	3	7	1	0.021
職員室	テレビ	170	7	2	2.38	職員室	テレビ	170	7	2	2.38
給湯室	電気ポット	300	7	2	4.2	給湯室	電気ポット	300	7	2	4.2
事務室	携帯電話	5	1	300	1.5	事務室	携帯電話	5	1	300	1.5
事務室	LBD照明	73	7	3	1.533	事務室	LBD照明	73	7	3	1.533
事務室	蛍光灯	80	7	3	1.68	事務室	蛍光灯	80	7	9	5.04
体育館	LBD照明	113	7	4	3.164	体育館	LBD照明	113	7	4	3.164
ホール	LBD照明	13	7	3	0.273	ホール	LBD照明	13	7	6	0.546
消費電力(昼間)(A)						消費電力(夜間)(B)					
						16.1					
						19.7					

# 別添3の記載の仕方 発電設備（太陽光発電②）

災害時の蓄電池容量目安	$(C) = ((A) + (B)) \div 0.8$ (20%の充電ロス)	kWh	44.8
災害時1年間の発電量目安	$(D) = ((A) + (B)) \times 365$ 日	kWh	13,090.7
災害時の再エネ規模	$(E) = (D) \div (8,760$ (年間時間) $\times 0.137$ (システム利用率))	kW	10.9
設備導入後の施設全体の使用電力量(1年間)	(F)	kWh	48,000.0
平時利用	太陽光パネルとパワーコンディショナーが自立運転時に必要な電力を供給できるものであることを確認し、容量を選定すること。	kW	40.0
平時利用		kWh	131.5
<b>再エネ・蓄電池の導入量の目安</b>			
再エネ規模	$(I) = (E) \sim (G)$	kW	10.9 ~ 40.0
蓄電池容量	$(J) = (C) \sim (H)$	kWh	44.8 ~ 131.5

<b>同施設に既に導入済みの再生可能エネルギーの規模</b> (該当しない場合、記載不要)			
既存再エネ規模	(K)	kW	5.0
<b>導入する発電規模</b>			
再エネ導入規模 (平時において導入施設で自家消費することが前提で、かつ災害時に自立的に稼働する機能を有する範囲内の導入規模とする)	(I)の範囲内(ただし、自家発電分を差し引く等、これにより難しい場合は、下欄に理由を記載すること。) (K)があれば差し引くこと	kW	10.0
	同施設に既に導入済みの再生可能エネルギー及び本事業で導入する再生可能エネルギーの1年間の推定発電量	kWh	9,940.0
蓄電池容量 (平時において導入施設で自家消費することが前提で、かつ災害時に自立的に稼働する機能を有する範囲内の導入規模とする。また原則として商用電源からの充電は行わないこと)	(J)の範囲内(ただし、自家発電分を差し引く等、これにより難しい場合は、下欄に理由を記載すること。)	kWh	45.0
理由記載欄 (該当しなければ記載不要)			

※太陽光発電にあわせてその他の再生可能エネルギー(発電設備)を導入する場合は、別添3 発電設備(太陽光発電以外)も記載すること。

※太陽光発電にあわせて熱供給設備を導入する場合は、別添3 熱供給設備も記載すること。

# 別添3の記載の仕方 発電設備（太陽光発電以外）

別添3 発電設備（太陽光発電以外）

地域の防災・減災と低炭素化を同時実現する自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業  
（導入量算出表）

記入例

実施計画書に記載の場合、  
重複記載は不要。

※ 太陽光発電設備は、事業のみ記載する。

事業名称	●●公民館における防災減災・低炭素化自立分散型エネルギー設備等導入推進事業		
災害時の施設の目的・機能等	●●公民館は●●市防災計画において広域避難所に指定されている。 本事業において自立運転機能付きガスヒートポンプを導入することにより、 災害時にライフラインが寸断した場合においても、 避難所内の給電及び空調設備の稼働が可能となる。		
	【例】 土日が休日などで稼働しない場合=5日など *設備ではなく、施設の稼働日を記載	手入力も可	

平常時の施設の稼働日数			
1週間の稼働日数	5	日	(1年 240 日)

平常時の施設全体の使用電力量					
平常時の施設全体の使用電力量(1年間)	58,000.0	kWh	省エネ設備導入後の施設全体の使用電力量(1年間)	48,000.0	kWh
※直近1年又は過去3か年のうち、平均的な1年間の施設の使用電力量を記入すること。					

災害時特定負荷積算（※災害時に使用を想定している機器の消費電力量）					
使用機器	消費電力W	使用時間	数量	消費電力合計kW	消費電力計kWh
PC	40	7	30	1.2	8.4
複合機	75	7	10	0.75	5.25
電話機	3	7	30	0.09	0.63
テレビ	170	7	10	1.7	11.9
電気ポット	300	7	2	0.6	4.2
携帯電話	5	1	300	1.5	1.5
LED照明(事務室)	73	7	200	14.6	102.2
蛍光灯(事務室)	80	7	150	1.2	8.4
LED照明(アリーナ天井)	113	7	10	1.13	7.91
LED照明(多目的ホール)	13	7	10	0.15	0.91
				33.7	226.3
消費電力	災害時の特定負荷合計			kW	33.7
消費電力量	災害時1日分の消費電力			kWh	226.3

既存の再エネ設備がある場合は差し引くこと  
蓄電池不要の場合、記載不要

導入する発電規模		
再エネ導入規模	kW	34.0
蓄電池容量	kWh	-
災害時に必要な電力量	kWh	226.9



# 別添3の記載の仕方 発電設備（熱供給設備）

別添3 熱供給設備

## 地域の防災・減災と低炭素化を同時実現する自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業（導入量算出表） 記入例

※ 熱供給設備を導入する事業の場合、記載する。

実施計画書に記載の場合、重複記載は不要。

事業名称	●●消防庁舎防災・減災再生可能エネルギーシステム導入事業
<b>災害時の施設の目的・機能等</b> 本事業において、●●消防庁舎に再生可能エネルギーである地中熱を利用した空調・融雪システムを導入する。積雪寒冷地である当該地域は以前より化石燃料に依存する暖房が主であり、本事業により導入する地中熱システムは当市で初の取り組みである。●●消防庁舎は防災拠点として位置付けられており、災害発生時においての役割は大きく、災害時に地中熱利用システムを稼働させて運用することは、今後の当市の施設改修や更新において重要な指標となるものと考ええる。	
【例】 土日が休日などで稼働しない場合=5日など *設備ではなく、施設の稼働日を記載	

手入力可

平常時の施設の稼働日数	
1週間の稼働日数	5 日 (1年 240 日)

単位は自由記述

### \* 熱供給設備を空調に使用する場合

導入規模（定格出力）	J or kcal/h	30,000
供給するのべ床面積 (A)	m <sup>2</sup>	300.0
うち災害時に使用する面積 (B)	m <sup>2</sup>	250.0
災害時使用割合 (C)=(B)/(A)		83.3%

単位は自由記述

### \* 熱供給設備を給湯に使用する場合

導入規模（定格出力） 「空調に使用する場合」に記載した場合は同じ値を記載すること	J or kcal/h	30,000
上記設備の給湯能力 (D)	kl/h or kl/d	5.0
施設の必要給湯量の積算 (* 利用人数・利用時間等を用い、必要給湯量の積算を行うこと)	(E)	3.0
	施設利用人数 1,000人/日（いろは地区住民:1,500人） 利用者が一人3分シャワーを使ったとすると、36Lの供給量が必要。 施設全体で必要とする供給量は36KL必要であり、 よって日中(12時間:9時~21時)使用したと仮定して、毎時3KLの給湯が可能な設備が必要である。	
災害時使用割合 (F)=(E)/(D)		60.0%

空調・給湯いずれの場合も記載すること

設備導入にあたっての考え方
本市のバイオマス熱供給設備導入にあたって、災害時には本市職員やボランティアが同施設を利用する可能性があり、給湯能力については30,000kcal/hの出力の設備を選択した。
(C)及び(F)が100%の場合、記載不要

# 目次

## I .概要

## II .公募要領

- 1.事業の目的・概要
- 2.事業の実施
- 3.応募に当たっての留意事項
- 4.応募方法について
5. 対象事業

## III .応募に必要な様式

- 1.第1号事業・第2事業のポイント

## IV.参考（事例）

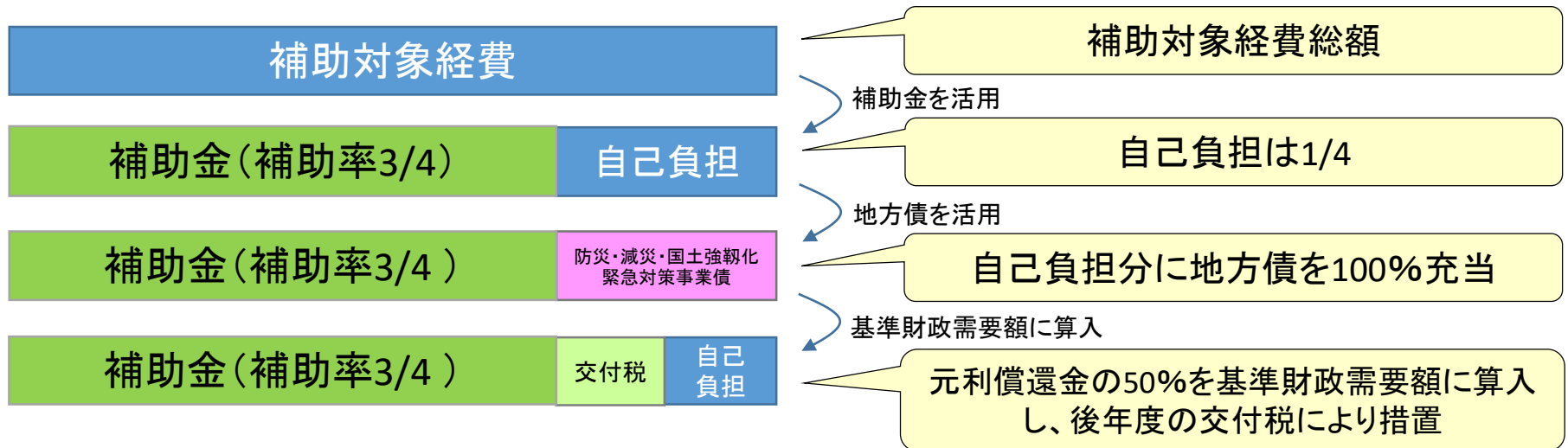
# IV 参考（事例など）

# 地方財政措置の活用

地域の防災・減災と低炭素化を同時実現する自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業を活用し再エネ・省エネ設備を導入する際には、新たに創設される**防災・減災・国土強靭化緊急対策事業債**も活用が考えられる。

○**防災・減災・国土強靭化緊急対策事業債**: 充当率100%、交付税措置50%

## ○補助率が3/4の場合、**防災・減災・国土強靭化緊急対策事業債**の活用例



**実質、自己負担は約1/8(約13%)**

(補助率が2/3の場合は、約1/6(約17%)、1/2の場合は、約1/4(約25%))

※地方債の扱い等については、各自治体の財政部局等にもご相談の上、ご検討下さい。

# 地方財政措置の活用時の留意点

- イニシャルコストに対する財政支援については、「補助金の対象か」と「補助率」に加えて、「地方債を充当できるか」と「交付税措置」にも着目して検討する。
- さらに、事業のイニシャルコストのみならずランニングコストまで含め、ライフサイクルコスト全体を見通した財政負担を事前に十分検討し、「身の丈に合った」事業計画とする。
- 事業のライフサイクルコスト全体の検討・判断に当たっては、各自治体の財政部局と十分協議・調整する。
- なお、個別設備ごとの地方債の扱い等の詳細について、各自治体の財政部局にも相談の上検討する。

# 地域の防災・減災と低炭素化を同時実現する再エネ設備等の活用の考え方

## 平常時

- 再エネ電力等は、施設での自家消費に活用し、施設の運営に伴う温室効果ガス排出を抑制する。
- 再エネ電力等の不足分は、一般電気事業者等から買電して補う。
- 再エネ電力等の余剰分は、蓄電池、（必要に応じて）自営線等を活用しながら、施設での自家消費を優先する。
- 自家消費を優先した上で、なお余剰が生じる場合に限り、売電が可能。（ただし、固定価格買取制度を活用した売電は不可。）
- 蓄電池の容量は、災害時における必要最低限の電力を確保し、平常時から再エネ電力等に活用。



避難所に設置した太陽光発電

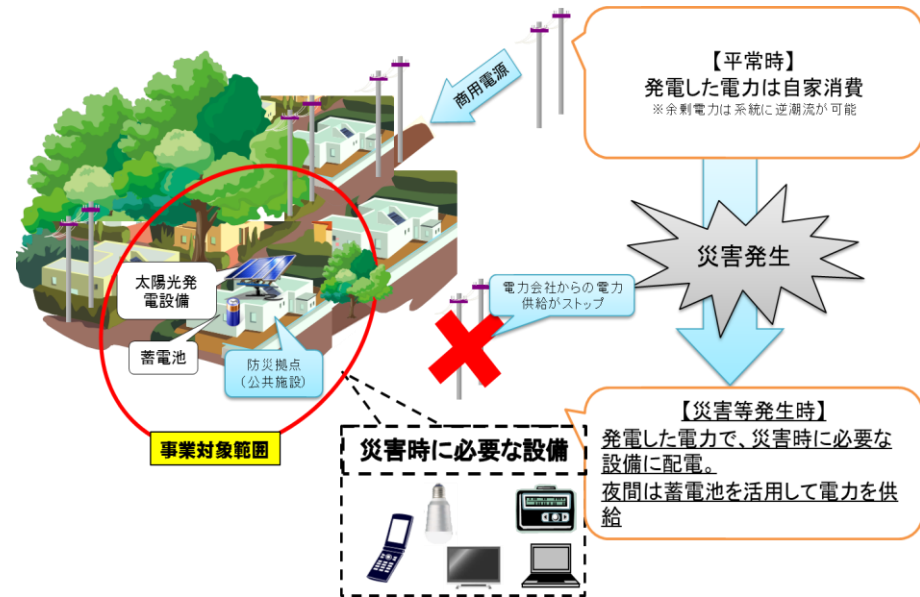


太陽光風力発電式街路灯  
（避難施設等の敷地内）

## 災害時

- 災害時に避難施設等で機能を維持すべき設備（照明・空調・防災無線・携帯充電等）の一部に、再エネ電力等を供給する。

<活用例>



※蓄電池には、原則再エネ電力等のみ充電する。

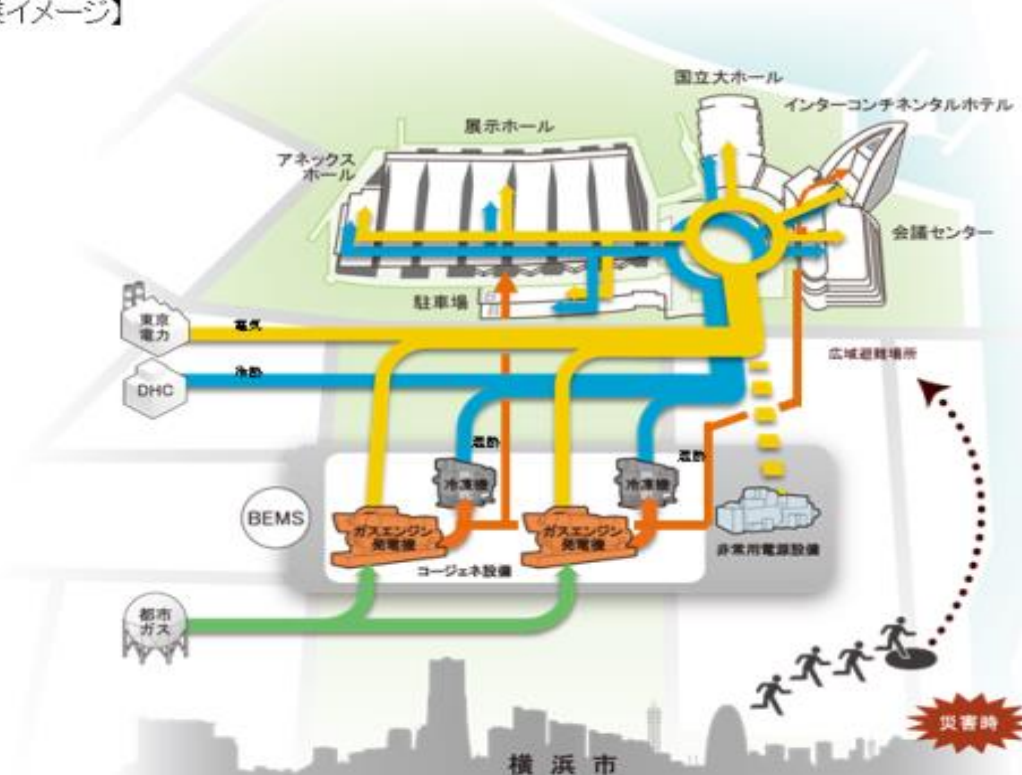
（系統由来の電力の充電への活用は、メンテナンス目的等を除き、原則不可。）

# 避難施設への再エネ・省エネ設備導入事例①(パシフィコ横浜(神奈川県横浜市))

(平成28年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(防災減災・低炭素化自立分散型エネルギー設備等導入推進事業))

避難施設に防災・減災に資する再エネ設備と省エネ設備等を導入し、**常時CO<sub>2</sub>削減を実現**しつつ、**災害時には避難施設としての機能を発揮**する。

【事業イメージ】



○各国の首脳等が集うこともあるパシフィコ横浜に、**ガスエンジン発電機、排ガスボイラー、ジェネリンク**を導入。

○常時はガスエンジンを稼働させ、発電した電力と同時に排出される廃熱を活用した空調等を既存の地域冷暖房システムと組み合わせることで**CO<sub>2</sub>を削減**、災害時は既存の非常用発電機とガスエンジンを稼働させることで必要な**電源と熱源を確保**する。

## 【補足情報】

### ①運用方法について

#### 【常時】

○ガスエンジン（1,000kW×2台）で発電した電気は展示ホール等で自家消費する。

○ガスエンジンを稼働させた際に発生する廃熱をジェネリンク（195RT×2台）や排ガスボイラー（蒸気量：583kg/h×2台）に投入することで、空調等の熱源に活用する。

⇒既存の地域冷暖房システムと組み合わせて活用することで、エリア全体のシステム効率を向上させる。

#### 【災害時】系統が遮断された場合（停電時）

○既存の非常用発電機（1,600kW）にガスエンジンが追従して起動し、避難施設に電源を供給。

○災害時にも空調や温水の提供も可能となり、ホテル棟等へ供給される温水は避難者やスタッフの生活用として利用する。

### ②費用について

○総事業費は1,260,000千円、補助金額は396,175千円（補助率：1/3）

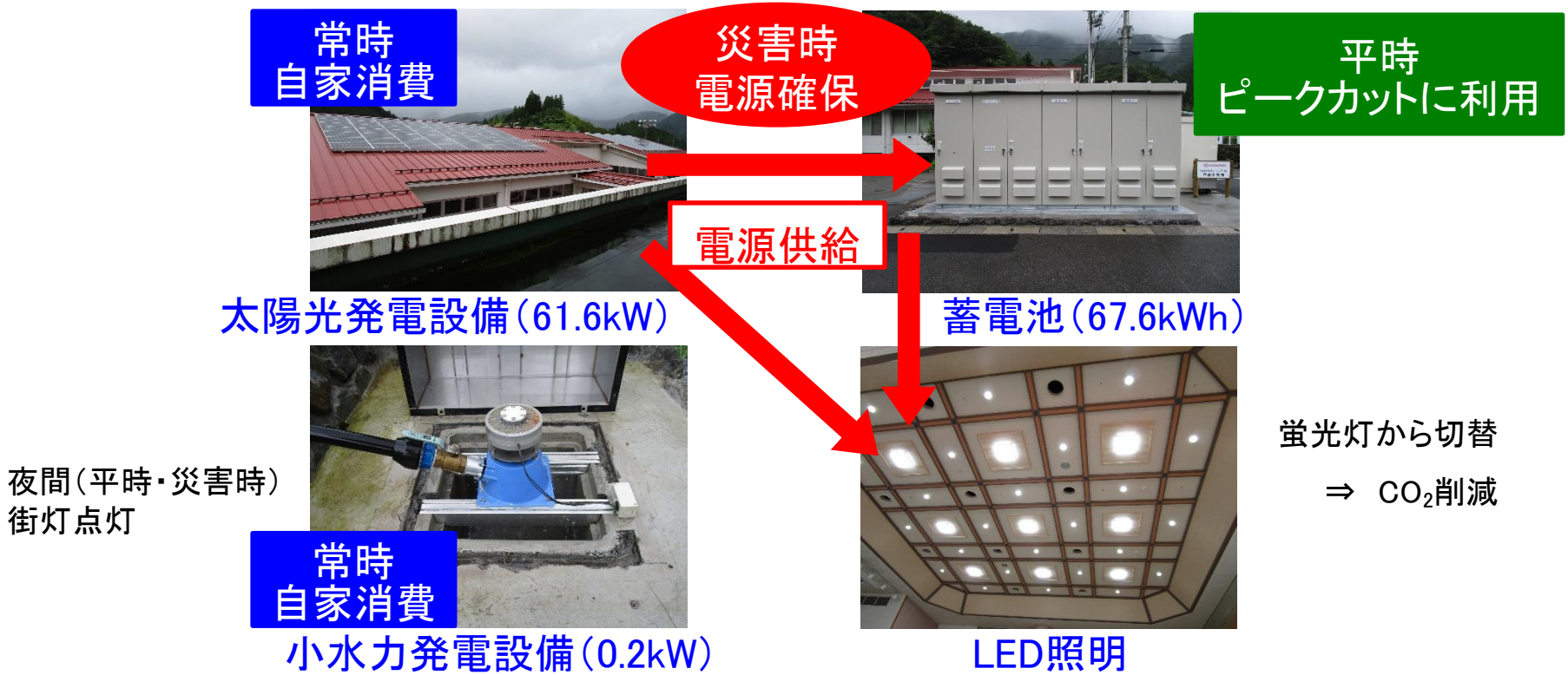
○エネルギーコスト削減額は約60,000千円/年（見込み（メンテナンスコストを含む））



# 避難施設への再エネ・省エネ設備導入事例②(社会福祉法人カルスト会(高知県梶原町))

(平成28年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(防災減災・低炭素化自立分散型エネルギー設備等導入推進事業))

避難施設に防災・減災に資する再エネ設備と省エネ設備等を導入し、**常時CO<sub>2</sub>削減を実現**しつつ、**災害時には避難施設としての機能を発揮**する。



夜間(平時・災害時)  
街灯点灯

蛍光灯から切替  
⇒ CO<sub>2</sub>削減

- 災害時に周辺住民の避難場所に指定されている特別養護老人ホームに、**太陽光発電設備、蓄電池、小水力発電設備、LED照明**を導入。
- 常時は太陽光発電設備、蓄電池、LED照明により**CO<sub>2</sub>を削減**、災害時は太陽光発電設備、蓄電池により**電源を確保(浄化槽、非常用コンセント及び非常用照明)**。
- 小水力発電設備により夜間、**街灯(LED照明)で避難場所の入口を照らす**。

## 【補足情報】

### ①運用方法について

#### 【常時】

- 太陽光（61.6kW）で発電した電気は全館で自家消費する。
- 蓄電池（67.6kWh）の電気は停電時にも稼働できる範囲で給電を行いピークカットを行う。
- 小水力は常時発電し、避難場所の表示をする。

#### 【災害時】系統が遮断された場合（停電時）

- 太陽光で発電した電気はや蓄電された電気で浄化槽、非常用コンセント、非常用照明回路に電力供給する。

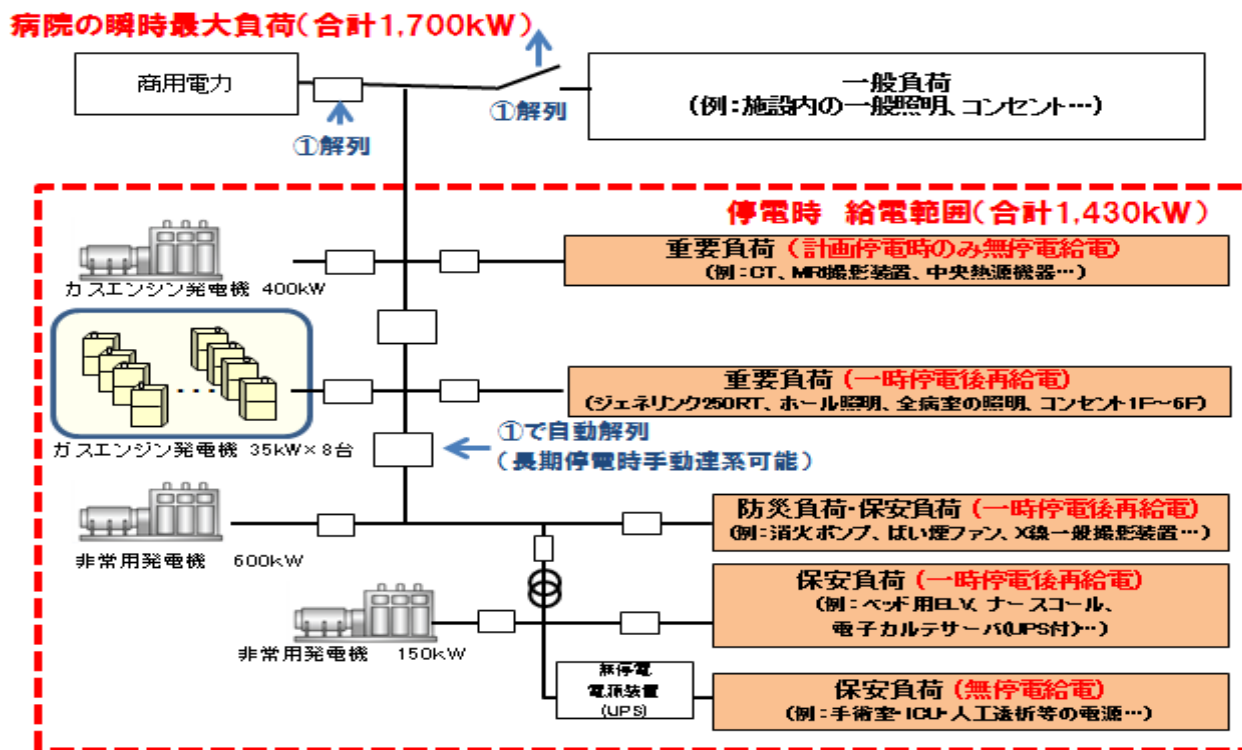
### ②費用について

- 総事業費は68,141千円、補助金額は42,402千円（補助率：2/3）

# 避難施設への再エネ・省エネ設備導入事例③(市立伊丹病院(兵庫県伊丹市))

(平成28年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(防災減災・低炭素化自立分散型エネルギー設備等導入推進事業))

避難施設に防災・減災に資する再エネ設備と省エネ設備等を導入し、**常時CO<sub>2</sub>削減を実現**しつつ、**災害時には避難施設としての機能を発揮**する。



○救急告示病院であり、地域防災計画にて重要な役割を担う市立病院に、**ガスエンジン発電機**、**ジェネリック**を導入。

○平常時はガスエンジンを稼働させ、発電した電力と同時に排出される廃熱を活用した空調の熱源供給等を行うことで**CO<sub>2</sub>を削減**、災害時はガスエンジンを稼働させることで、多数傷病者の受け入れを行うホールの照明や、入院病床の電灯・コンセント等に電力を供給するとともに、空調の熱源供給を行うことにより診療継続が可能としている。

## 【補足情報】

### ①運用方法について

#### 【常時】

- ガスエンジン（35kW×8台）で発電した電気は自家消費する。
- ガスエンジンを稼働させた際に発生する廃熱をジェネリンク（250RT×1台）に投入することで、空調等の熱源に活用する。
- 他の医療機関からの視察を受け入れ、災害対応力強化に資する事例紹介を行う。  
（平成30年度実績では、5施設・62名を受け入れ）

#### 【災害時】系統が遮断された場合（停電時）

- 既存のディーゼルエンジン等と併せて稼働することで、院内の大半の電力負荷を賄うことが可能。
- 災害時にも空調や温水の提供も可能となり、災害時に重傷者や新生児等を受け入れる施設を継続して運用することが可能。

### ②費用について

- 総事業費は324,552千円、補助金額は133,512千円（補助率：1/2）
- 地元エネルギー会社とのエネルギーサービス契約を締結

## 指定避難所への再エネ設備導入事例④(仙台市高砂市民センター等(宮城県仙台市))

(平成28年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(防災減災・低炭素化自立分散型エネルギー設備等導入推進事業))

指定避難所に防災・減災に資する再エネ設備を導入し、**常時CO<sub>2</sub>削減を実現しつつ、災害時には指定避難所としての機能を発揮**する。



平時は自家消費でピークカットと省CO<sub>2</sub>に利用

停電時は太陽光発電と蓄電池で長期にわたり電力を供給

○指定避難所である市民センターとコミュニティー・センターに、**太陽光発電設備と蓄電池**を導入。

○常時は太陽光発電設備(自家消費)、蓄電池により**CO<sub>2</sub>を削減**、災害時は太陽光発電設備、蓄電池により**電源を確保(防災無線やテレビ等給電)**。

## 【補足情報】

### ①運用方法について

#### 【常時】

- 太陽光発電設備（10kW）で発電した電気は全館で自家消費する。
- 蓄電池（11.2kWh）は停電時の使用に影響がない範囲で蓄電池からの充放電を行う。  
⇒購入電力のピークカットを図るとともに、適度な充放電を行うことで蓄電池の長寿命化を図る  
※東北大学の協力を得て、蓄電池の最適な充放電制御による防災対応エネルギーマネジメントに取り組んでいる。（1年目は購入電力等のデータ収集）

#### 【災害時】系統が遮断された場合（停電時）

- 太陽光発電と蓄電池を自動的に自立運転モードに切り替え、防災無線やテレビ、携帯電話の充電、照明等に給電。
- 蓄電池は1日に使用する電力を蓄えられ、太陽光と組み合わせることで長期にわたり電力を供給できる。

### ②費用について

- 総事業費は48,394千円、補助金交付確定額は30,586千円（補助率：2/3）  
※自己負担分は一般財源を活用